

第3期北島町障がい者計画

～笑顔でささえあい・きたじま～

令和6年3月

徳島県北島町

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象者と策定体制	5
5 持続可能な開発目標（SDGs）への取り組み	6
第2章 北島町における障がい者を取り巻く現状	7
1 人口の状況	7
2 障がい者の状況	8
3 障がいのある子どもの状況	14
4 障がいのある人の就労の状況	16
5 人的資源の状況	17
6 アンケート調査の結果	18
7 本町の課題と今後の方向性	40
第3章 計画の基本的な考え方	42
1 基本理念	42
2 基本目標	43
3 施策の体系	44
第4章 障がい者計画における施策の展開	45
第5章 計画の推進体制	59
1 計画の広報・周知	59
2 計画の推進	59
3 計画の進捗管理	59
資料編	60

※「障害」「障がい」の表記については、原則「障がい」で表記しています。
ただし、法令や制度等、団体などの固有名詞については「障害」と表記しています。

第1章

計画の概要



1 計画策定の背景と趣旨

国において、平成 23 年の「障害者基本法」改正、平成 24 年の「障害者虐待防止法」施行、平成 28 年の「障害者差別解消法」施行など障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、平成 28 年の「成年後見制度利用促進法」施行、平成 30 年の「児童福祉法」改正、令和3年の「医療的ケア児支援法」の成立、令和6年の「障害者総合支援法」の改正など、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

北島町(以下、「本町」という。)では、平成 19 年3月に「北島町障害者計画」を策定し、これまで、2期にわたって基本理念である“笑顔でささえあい・きたじま”を目指して、障がいのある人に対する保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、まちづくり等の様々な分野における取り組みを進めてきました。

一方で、町民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合った適正な支援やきめ細やかな対応が求められています。

そのため、本町の障がい者福祉における考え方や理念など、今後の方向性や目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を地域に暮らす全ての住民で考え、町民・障がい者団体・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。

このたび、「第2期北島町障がい者計画」が令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「第3期北島町障がい者計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

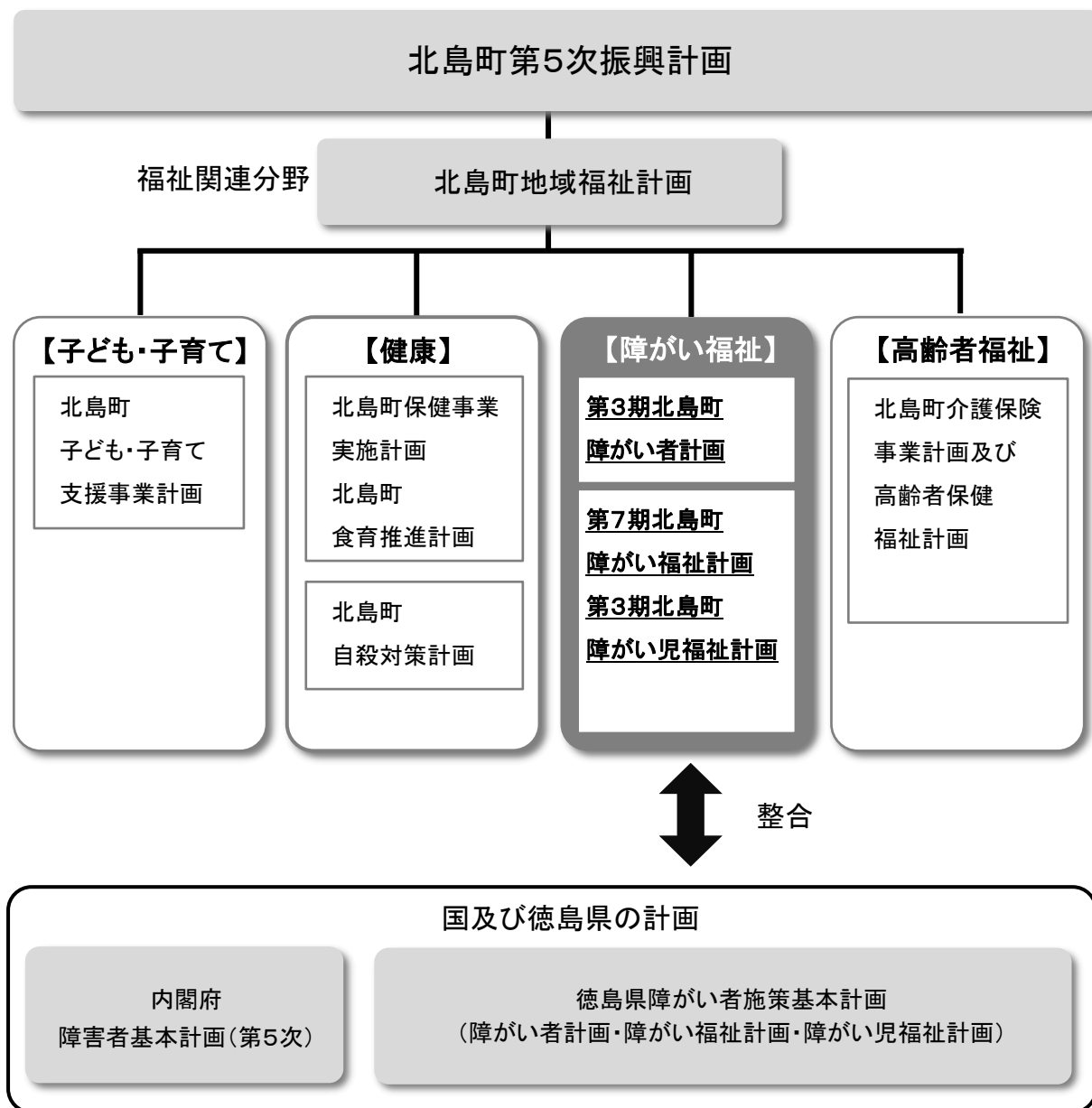
■「障害者権利条約」署名以降の障がい者支援に係る法整備の主な動き

年度	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・障がい者に関する初めての国際条約
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がいの範囲への難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進
平成 26	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取り組みの義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金制度の創設
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする
令和2	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付金制度の施行、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

2 計画の性格

本計画は、国の「第5次障害者基本計画」、徳島県の「障がい者施策基本計画」との整合性を踏まえ策定しています。

また、「北島町第5次振興計画」を上位計画とし、「北島町地域福祉計画」、「第7期北島町障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」「北島町子ども・子育て支援事業計画」「北島町介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとしします。



■ 策定の根拠及び計画内容

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法	障害者基本法 (第 11 条第 3 項) 障害者情報アクセシビリティ・ コミュニケーション施策推進法※ (第 9 条第 1 項)	障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項)
計画期間	中長期 (概ね 5～10 年程度)	3 年を 1 期とする	3 年を 1 期とする
内容	障がい者施策の基本的方向 について定める計画	障がい福祉サービス等の見込 みとその確保策を定める計画	障がい児通所支援等の提供体 制とその確保策を定める計画

※障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(令和4年法律第 50 号) 第9条第1項

政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

3 計画の期間

「第3期北島町障がい者計画」の計画期間は、令和6年度から令和 11 年度までの6年間とします。

「第7期北島町障がい福祉計画」及び「第3期北島町障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

なお、計画期間中においても、国の動向等により必要に応じて見直しを行うものとしします。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者計画	第3期計画					
障がい 福祉計画	第7期計画			第8期計画		
障がい児 福祉計画	第3期計画			第4期計画		

4 計画の対象者と策定体制

(1)当事者アンケート調査

障がい福祉に関する課題及び当事者のニーズを把握するために、町内在住の障害者手帳所持者 872 人、障害者手帳や児童福祉通所受給証をお持ちのお子様がいるご家庭 57 人を対象とした「アンケート調査」を実施しました。

(2)事業所アンケート調査

障がい福祉に関わる障がい者団体や事業所の抱える課題や要望、障がいのある人に対するお考えを把握することを目的として実施しました。

(3)各種会議の実施

本計画の策定にあたっては、障がい者団体の代表、学識経験者、福祉関係者、保護者代表、関係行政機関職員、保健師で構成される「北島町障がい者計画等策定委員会」を開催し、幅広い意見の反映に努めました。

(4)パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、町民の方々よりご意見をいただくために、パブリックコメントを実施しました。

令和5年 12 月 13 日(水)～令和5年 12 月 27 日(水)

意見提出件数:0件(0人)

5 持続可能な開発目標(SDGs)への取り組み

平成 27 年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs(持続可能な開発目標)」が採択されました。SDGs は、令和 12 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

国では SDGs の採択を受け、平成 28 年 12 月に SDGs 推進のための中長期戦略である「SDGs 実施指針」(平成 28 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定)が策定され、令和元年 12 月には同指針の改定が行われており、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」をはじめとした8つの優先課題と課題に取り組むための主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、共生社会の実現に向け、障がい者施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。

障がい者施策の推進にあたっては、SDGs 推進の取り組みとも軌を一にし、障がい者のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取り組みを推進することが求められます。

■SDGs の 17 の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章

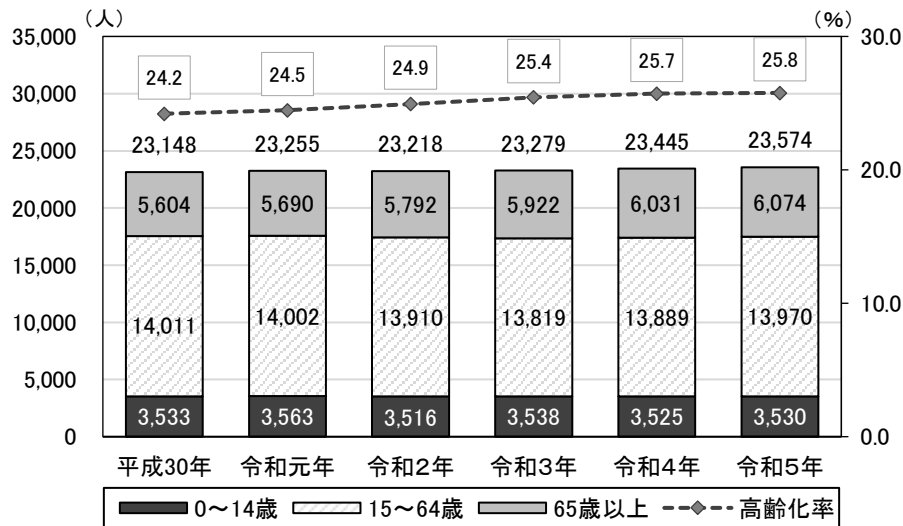
北島町における障がい者を取り巻く現状

1 人口の状況

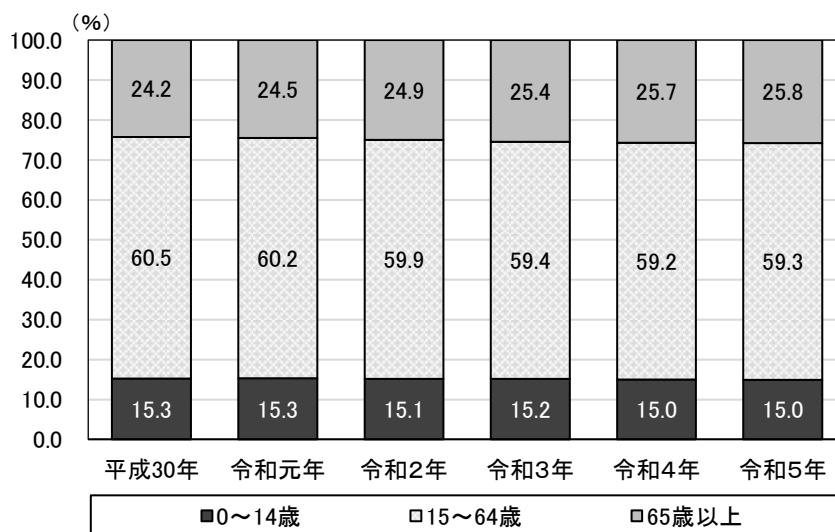
本町の総人口は、令和5年で23,574人となっており、平成30年からの6年間で426人(1.8%)増加しています。

年齢3区分人口比率をみると、年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)は微減しており、一方の高齢者人口(65歳以上)は微増傾向にあり、ゆるやかな高齢化の進行がみられます。

◆年齢3区分別人口の推移



◆年齢3区分別人口比率の推移



資料:北島町(各年1月1日現在)

2 障がい者の状況

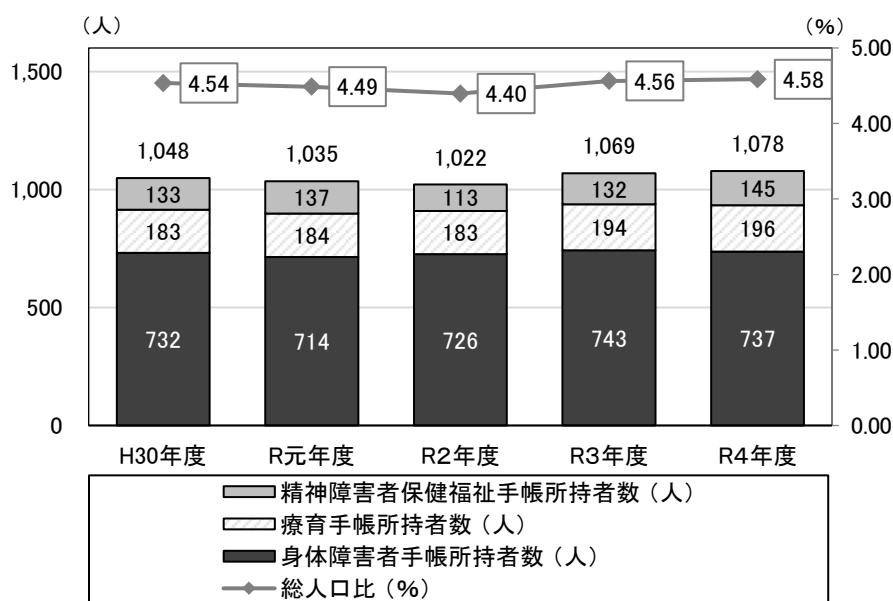
(1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、年々わずかに増加を続け、平成 30 年度から令和4年度にかけて 30 人増加しています。

手帳種別にみると、身体障害者手帳所持者で5人、療育手帳所持者で 13 人、精神障害者保健福祉手帳所持者で 12 人増加しています。

また、総人口からの比率をみると微増傾向にあり、令和4年度には 4.58%が手帳所持者となっています。

◆3障害者手帳所持者の推移



資料：社会福祉課、町ホームページ(各年度3月末現在)

(2)身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者の状況をみると、全体の所持者数は令和2年度以降増加しており、「65歳以上」が全体の約7割を占めています。

障がい程度別にみると、「1級」が最も多く、次いで「4級」、「3級」と続いています。

障がい種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」と続いています。

◆身体障害者手帳所持者の推移

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計		732	714	726	743	737
年代別	18歳未満	16	16	17	17	15
	18歳～64歳	199	189	192	202	192
	65歳以上	517	509	517	524	530
障がい程度別	1級	271	267	271	281	289
	2級	111	95	91	84	79
	3級	96	98	98	100	94
	4級	143	145	151	162	164
	5級	50	49	48	48	46
	6級	61	60	67	68	65
障がい種別	視覚障がい	47	46	46	46	46
	聴覚・平衡機能障がい	100	100	112	112	107
	音声・言語・そしゃく機能障がい	16	16	17	18	16
	肢体不自由	352	332	325	323	309
	内部障がい	217	220	226	244	259

資料：社会福祉課（各年度3月末現在）

(3)知的障がい者の状況

療育手帳所持者の状況をみると、全体の所持者数は増加しており、「18歳～64歳」が全体の約7割を占めています。

障がい程度別にみると、「B2(軽度)」が最も多く、次いで「A2(重度)」と続いています。

◆療育手帳所持者の推移

単位:人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計		183	184	183	194	196
年代別	18歳未満	52	49	45	51	53
	18歳～64歳	126	130	131	136	135
	65歳以上	5	5	7	7	8
障がい程度別	A1(最重度)	20	20	22	23	24
	A2(重度)	48	48	45	47	44
	B1(中度)	33	33	33	34	36
	B2(軽度)	82	83	83	90	92

資料:社会福祉課(各年度3月末現在)

(4)精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況をみると、全体の所持者数は増加傾向にあり、年代別では「18歳～64歳」が最も多くなっています。

等級別にみると「2級」「3級」が多くなっています。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位:人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計		118	133	113	132	145
年代別	18歳未満	5	7	5	3	6
	18歳～64歳	99	109	99	117	127
	65歳以上	14	17	9	12	12
等級別	1級	9	10	6	6	7
	2級	61	62	53	59	64
	3級	48	61	54	67	74

資料:社会福祉課(各年度3月末現在)

(5)障害支援区分の状況

障害支援区分認定者の状況をみると、全体の認定者数は増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度にかけて8人増加しています。

区分別にみると「区分3」「区分6」が多くなっています。

◆障害支援区分認定者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	6	4	2	4	4
区分2	25	24	23	21	23
区分3	21	27	34	32	31
区分4	22	22	21	21	21
区分5	16	19	19	20	19
区分6	29	25	28	28	29
計	119	121	127	126	127

資料：社会福祉課（各年度3月末現在）

(6)自立支援医療の状況

自立支援医療受給者の状況をみると、全体の受給者数は増加傾向にあり、平成30年度から令和4年度にかけて78人増加しています。

サービス別にみると「精神通院医療」が最も多くなっています。

◆自立支援医療受給者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
育成医療	3	0	2	1	4
更生医療	25	26	36	36	41
精神通院医療	248	264	263	302	309
計	276	290	301	339	354

資料：社会福祉課（各年度3月末現在）

(7) 重度心身障がい者等に対する医療の状況

重度心身障がい者に対する医療費助成対象者の状況をみると、全体の受給者数は減少傾向にあり、平成30年度から令和4年度にかけて30人減少しています。

◆ 重度心身障がい者に対する医療費助成対象者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
重度心身障害者等医療費助成受給対象者	393	378	366	373	363

資料：社会福祉課（各年度3月末現在）

(8) 経済的支援の状況

経済的支援受給者数等の状況をみると、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当及び心身障害者扶養共済制度加入等の状況は以下のとおりです。

◆ 経済的支援受給者数等の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別障害者手当	10	12	15	15	14
障害児福祉手当	16	13	14	14	14
特別児童扶養手当	48	42	44	43	45
心身障害者扶養共済制度	10	9	9	8	8
計	84	76	82	80	81

※心身障害者扶養共済制度は、加入者数を記載

資料：社会福祉課（各年度3月末現在）

(9)難病等患者の状況

難病については、平成 27 年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始されました。その後、段階的に対象の疾病の拡大が行われており、令和3年 11 月から医療費助成等の対象となる指定難病は、332 疾病から 338 疾病に拡大されており、「障害者総合支援法」における難病の対象は 361 疾病から 366 疾病に拡大されています。

これらを踏まえ、本町の把握可能な難病等患者の状況は以下のとおりです。

◆難病患者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定難病	175	192	210	208	240
小児慢性特定疾病	15	16	19	15	18
計	190	208	229	223	258

資料：徳島県(各年度3月末現在)

◆特定疾患医療給付承認状況

単位：人

特定疾患	年			特定疾患	年		
	R2	R3	R4		R2	R3	R4
筋萎縮性側索硬化症	3	3	2	IgA 腎症	3	4	3
進行性核上性麻痺	2	3	5	多発性嚢胞腎	2	2	2
パーキンソン病	21	23	27	黄色靭帯骨化症	2	2	1
大脳皮質基底核変性症	3	3	3	後縦靭帯骨化症	9	6	10
重症筋無力症	7	7	8	特発性大腿骨頭壊死症	5	5	5
多発性硬化症	4	3	4	下垂体 ADH 分泌異常症	0	1	1
慢性炎症性延髄性多発神経炎 /多巣性運動ニューロパチー	3	3	4	下垂体 PRL 分泌亢進症	1	1	1
封入体筋炎	1	1	1	クッシング病	1	1	0
多系統萎縮症	2	2	2	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	2	2	2
脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く)	7	7	7	下垂体前葉機能低下症	2	2	1
もやもや病	2	2	2	サルコイドーシス	2	2	2
全身性アミロイドーシス	1	2	2	特発性間質性肺炎	5	7	7
視神経線維腫症	1	1	1	肺動脈性肺高血圧症	1	0	0
天疱瘡	1	1	2	網膜色素変性症	1	1	1
高安静脈炎	1	1	1	原発性胆汁性胆管炎	1	1	1
巨細胞性動脈炎	0	0	1	自己免疫性肝炎	0	1	0
顕微鏡的多発血管炎	0	1	2	クローン病	18	15	16
多発血管炎性肉芽腫症	2	1	1	潰瘍性大腸炎	36	31	37
好酸球性多発血管炎性肉芽腫	2	2	3	筋ジストロフィー	3	3	3
悪性関節リウマチ	2	2	2	前頭側頭葉変性症	1	1	1
全身性エリテマトーデス	12	10	11	類天疱瘡	1	2	2
皮膚筋炎/多発性筋炎	4	4	5	ファロー四徴症	0	1	1
全身性強皮症	3	3	3	アルポート症候群	0	0	1
混合性結合組織病	5	5	5	一次性ネフローゼ症候群	0	1	3
シェーグレン症候群	4	4	4	原発性高カイロミクロン血症	1	1	1
成人スチル病	0	0	1	家族性地中海熱	0	1	1
ベーチェット病	4	3	4	強直性脊椎炎	2	2	2
特発性拡張型心筋症	2	5	6	IgG4関連疾患	0	1	1
肥大型心筋症	1	1	1	好酸球性副鼻腔炎	2	2	4
自己免疫性溶血性貧血	0	0	1				
特発性血小板減少性紫斑病	9	6	10	計	210	208	241

資料：徳島県(令和5年3月31日現在の名称)

3 障がいのある子どもの状況

(1)障がい児通所支援の状況

障がい児通所支援利用者の状況をみると、児童発達支援及び放課後等デイサービスともに増加傾向にあり、令和4年度には合わせて191人の利用者となっています。

◆障がい児通所支援利用者数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	63	77	87	90	95
放課後等デイサービス	71	88	85	92	96
計	134	165	172	182	191

資料：社会福祉課（各年度3月末現在）

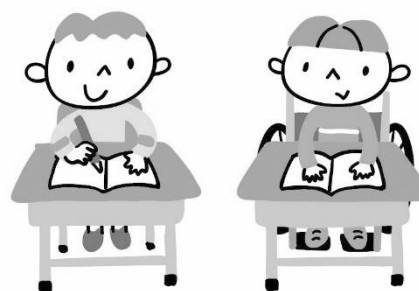
(2)特別支援学級の状況

特別支援学級の状況をみると、特別支援学級に通う小学校の児童数は平成30年度以降増加傾向で、特別支援学級に通う中学校の生徒数は平成30年度から増減を繰り返しています。

◆特別支援学級の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	設置校数(校)	3	3	3	3	3	3
	学級数(級)	12	11	12	14	14	15
	児童数(人)	45	39	54	55	67	76
中学校	設置校数(校)	1	1	1	1	1	1
	学級数(級)	3	6	6	6	4	4
	生徒数(人)	12	18	19	25	17	21

資料：教育委員会（各年度5月1日現在）



(3)障がい児の在籍状況

保育所における障がい児在籍数の状況をみると、令和4年度は 39 人となっています。
 幼稚園における障がい児在籍数の状況をみると、概ね増加傾向にあり、加配教諭数についても年々増えています。

◆保育所における障がい児在籍数の推移

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在籍児数	3歳未満	284	307	301	340	337
	3歳	133	136	151	164	164
	4歳以上	153	144	163	180	204
	計	570	587	615	684	705
在籍障がい児数	3歳未満	0	0	0	5	6
	3歳	0	0	0	11	15
	4歳以上	2	2	0	32	18
	計	2	2	0	48	39

資料：子育て支援課（各年度3月末現在）

◆幼稚園における障がい児在籍数の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍児数	273	268	213	200	192	227
在籍障がい児数	19	26	26	26	33	31
加配教諭数	3	3	5	5	6	6

資料：教育委員会（各年度5月1日現在）

4 障がいのある人の就労の状況

(1) 役場職員における障がい者の雇用状況

役場職員における障がい者雇用の状況を見ると、令和5年度は4人となっており、実雇用率は2.1%となっています。

◆ 役場職員における障がい者雇用数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職員数(人)	174	172	180	173	189	195
身体障がい(人)	2	2	2	2	2	2
知的障がい(人)	1	1	1	1	1	2
精神障がい(人)	0	0	0	0	0	0
計(人)	3	3	3	3	3	4
実雇用率(%)	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	2.1

資料:総務課(各年度6月1日現在)

(2) 民間企業における障がい者の雇用状況

徳島県の民間企業における障がい者雇用の状況を見ると、実雇用率は増加傾向にあり、令和4年度には2.34%となっています。また、雇用率達成企業の割合は6割程度で推移しています。

◆ 民間企業における障がい者雇用数の推移

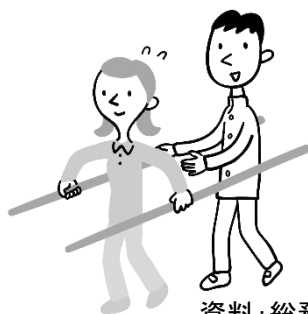
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
企業数(事業所)	511	508	520	540	543
法定雇用障害者数の 算定基礎となる労働者数(人)	82,148.5	83,172.0	84,303.0	86,320.5	87,241.0
障害者数(人)	1,806.5	1,877.0	1,875.5	1,948.0	2,041.0
実雇用率(%)	2.20	2.26	2.22	2.26	2.34
雇用率達成企業の割合(%)	60.3	60.8	62.7	60.2	61.3

資料:徳島労働局(各年度6月1日現在)

5 人的資源の状況

(1) 専門職の状況

障がい者事業に係る専門職の状況についてみると、医師・看護師・相談支援専門員は0人となっています。



資料：総務課・北島町社会福祉協議会（令和5年4月30日現在、有資格者数）

◆専門職の状況

単位：人

	町職員	社会福祉協議会
医師	0	0
保健師	9	0
社会福祉士	1	0
看護師	0	0
管理栄養士	0	2
栄養士	3	1
介護福祉士	0	1
介護支援専門員	1	5
相談支援専門員	0	0

(2) 相談員の設置状況

相談員の設置状況についてみると、41～42人で横ばいとなっています。

◆相談員の推移

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員・児童委員	37	37	38	37	38	38
身体障害者相談員	3	3	3	3	3	3
知的障害者相談員	1	1	1	1	1	1
精神障害者家族相談員	0	0	0	0	0	0
合計	41	41	42	41	42	42

資料：社会福祉課（各年度4月1日現在）

(3) 障がい者支援ボランティア団体等の登録状況

障がい者支援ボランティア団体数及び登録者数の状況についてみると、団体数、団体人数ともに減少傾向にあります。

◆障がい者支援ボランティア団体数及び登録者数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
団体数(団体)	5	5	5	5	4
団体人数(人)	65	62	62	55	41
個人(人)	0	0	0	0	0

資料：社会福祉協議会（各年度3月末現在）

6 アンケート調査の結果

(1) 調査概要

項目	障害者手帳所持者調査	障がい児保護者調査	事業所調査
調査対象者	町内在住の障害者手帳をお持ちの方々	町内在住の障害者手帳や児童福祉通所受給者証をお持ちのお子様がいるご家庭	町内で活動されている関係団体や事業所
調査期間	令和5年2月24日(金) ～3月17日(金)	令和5年2月24日(金) ～3月17日(金)	令和5年2月24日(金) ～3月17日(金) 【追加】 令和5年7月21日(金) ～8月4日(金)
調査方法	郵送配布・郵送回収による 本人記入方式	郵送配布・郵送回収による 本人記入方式	郵送配布・郵送回収による 本人記入方式
配布数	872件	57件	40件
有効回収数	452件	28件	33件
有効回収率	51.8%	49.1%	82.5%

(2) 調査結果の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ◇それぞれの障がい種別にクロス集計をかけることで、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者・難病を別々に集計しています。よって、重複する障がい種別がそれぞれに数えられ、集計されています。
- ◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇本文中において、身体障害者手帳所持者を〔身体〕、療育手帳所持者を〔療育〕、精神障害者保健福祉手帳所持者を〔精神〕、難病を〔難病〕と表記しています。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- ◇クロス集計の表組においては「その他」「不明・無回答」を除き、回答の高いもの第1位を太字で表しています。

(3)調査結果まとめ

① 対象者の属性

障害者手帳所持者調査では、「65 歳以上」が 61.5%と最も多くなっています。障がい種別にみると、〔身体〕〔難病〕では「65 歳以上」、〔療育〕〔精神〕では「18～40 歳」がそれぞれ最も多くなっています。

障がい児保護者調査では、「6～11 歳」「12～14 歳」が 35.7%と最も多く、次いで「15 歳以上」が 28.6%となっています。障がい種別にみると、〔身体〕では「12～14 歳」が 42.9%、〔療育〕では「6～11 歳」「12～14 歳」が 40.0%、〔精神〕では「15 歳以上」が 66.7%となっています。

障害者手帳所持者調査					
単位：%	1 8 5 4 0 歳	4 1 5 6 4 歳	6 5 歳 以上	不明・ 無回答	
全体 (n=452)	13.9	22.8	61.5	1.8	
障がい種別	身体障害者手帳 (n=350)	3.4	19.1	76.9	0.6
	療育手帳 (n=56)	60.7	30.4	7.1	1.8
	精神障害者保健福祉手帳 (n=62)	37.1	33.9	29.0	0.0
	難病 (n=12)	8.3	16.7	75.0	0.0

※単数回答

障がい児保護者調査						
単位：%	6 歳 未 満	6 5 1 1 歳	1 2 5 4 歳	1 5 歳 以上	不明・ 無回答	
全体 (n=28)	0.0	35.7	35.7	28.6	0.0	
障がい種別	身体障害者手帳 (n=7)	0.0	28.6	42.9	28.6	0.0
	療育手帳 (n=25)	0.0	40.0	40.0	20.0	0.0
	精神障害者保健福祉手帳 (n=3)	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0

※単数回答

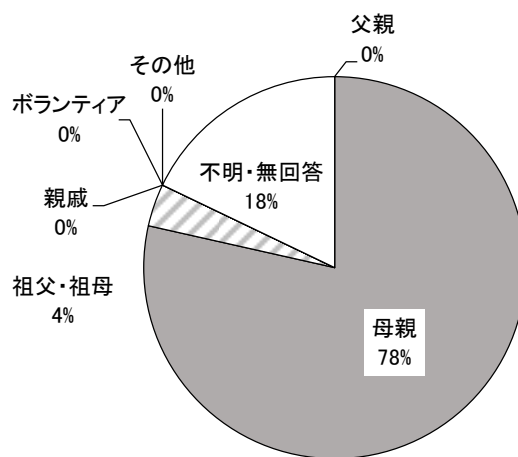
② 介助者や同居人

障害者手帳所持者調査では、介助者の年齢は「70 歳以上」が 39.1%と最も多くなっています。年齢別にみると、18～40 歳では「50 歳代」、41～64 歳、65 歳以上では「70 歳以上」がそれぞれ最も多くなっています。障がい種別にみると、〔身体〕〔精神〕では「70 歳以上」、〔療育〕では「50 歳代」、〔難病〕では「60 歳代」「70 歳以上」がそれぞれ最も多くなっています。

障がい児保護者調査では、「母親」が 78.6%と最も多く、次いで「祖父・祖母」が 3.6%となっています。

障害者手帳所持者調査								
単位：%	3 0 歳 未 満	3 0 歳 代	4 0 歳 代	5 0 歳 代	6 0 歳 代	7 0 歳 以上	不明・ 無回答	
全体 (n=381)	1.3	1.8	7.1	12.6	16.3	39.1	21.8	
年齢別	18～40 歳 (n=60)	6.7	3.3	11.7	31.7	23.3	8.3	15.0
	41～64 歳 (n=86)	0.0	2.3	18.6	18.6	18.6	19.8	22.1
	65 歳以上 (n=227)	0.4	1.3	1.8	5.3	13.7	54.6	22.9
障がい種別	身体障害者手帳 (n=288)	0.3	2.1	5.6	9.4	15.6	44.8	22.2
	療育手帳 (n=53)	5.7	3.8	18.9	28.3	20.8	17.0	5.7
	精神障害者保健福祉手帳 (n=55)	0.0	0.0	3.6	21.8	14.5	32.7	27.3
	難病 (n=10)	0.0	0.0	0.0	10.0	40.0	40.0	10.0

障がい児保護者調査 (n=28)

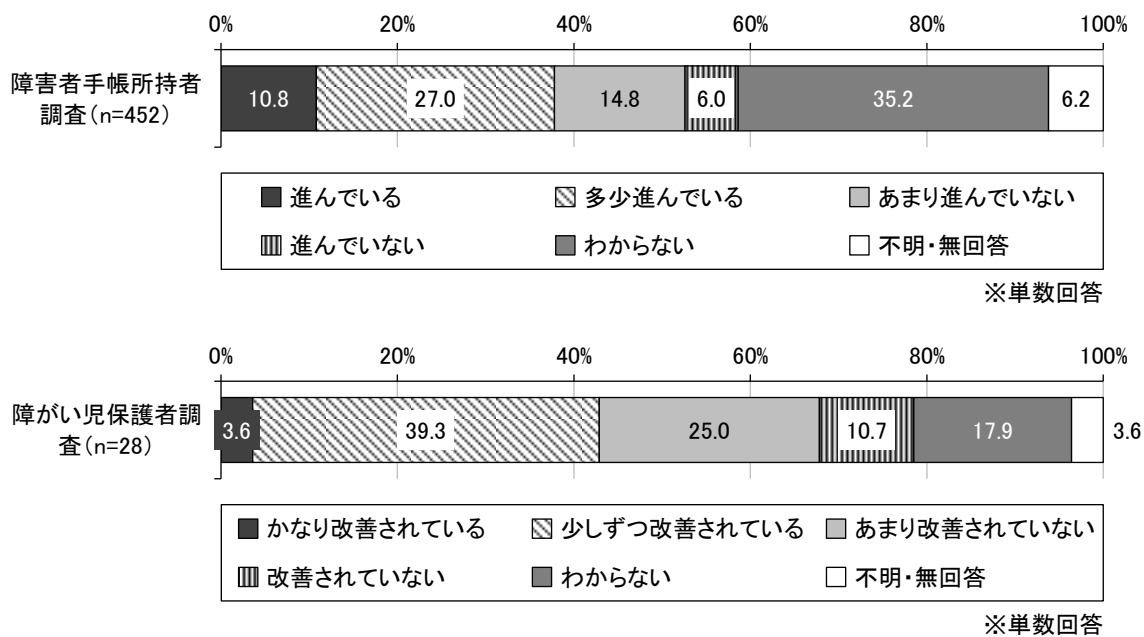


※単数回答

③ 障がいに対する理解

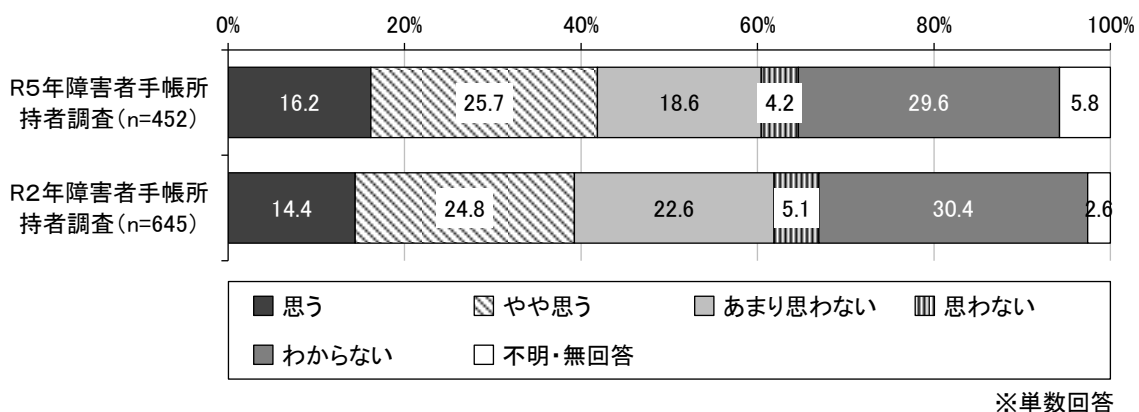
障害者手帳所持者調査において、障がいに対する町民理解や行政支援が5～10年前と比べてどのように進んでいると思うかについてみると、「わからない」が35.2%と最も多く、次いで「多少進んでいる」が27.0%、「あまり進んでいない」が14.8%となっています。『進んでいる計(「進んでいる」と「多少進んでいる」の合計)』は37.8%、『進んでいない計(「進んでいない」と「あまり進んでいない」の合計)』は20.8%となっています。

障がい児保護者調査において、地域の人の障がいに対する理解をどのように感じているかについてみると、「少しずつ改善されている」が39.3%と最も多く、次いで「あまり改善されていない」が25.0%、「わからない」が17.9%となっています。



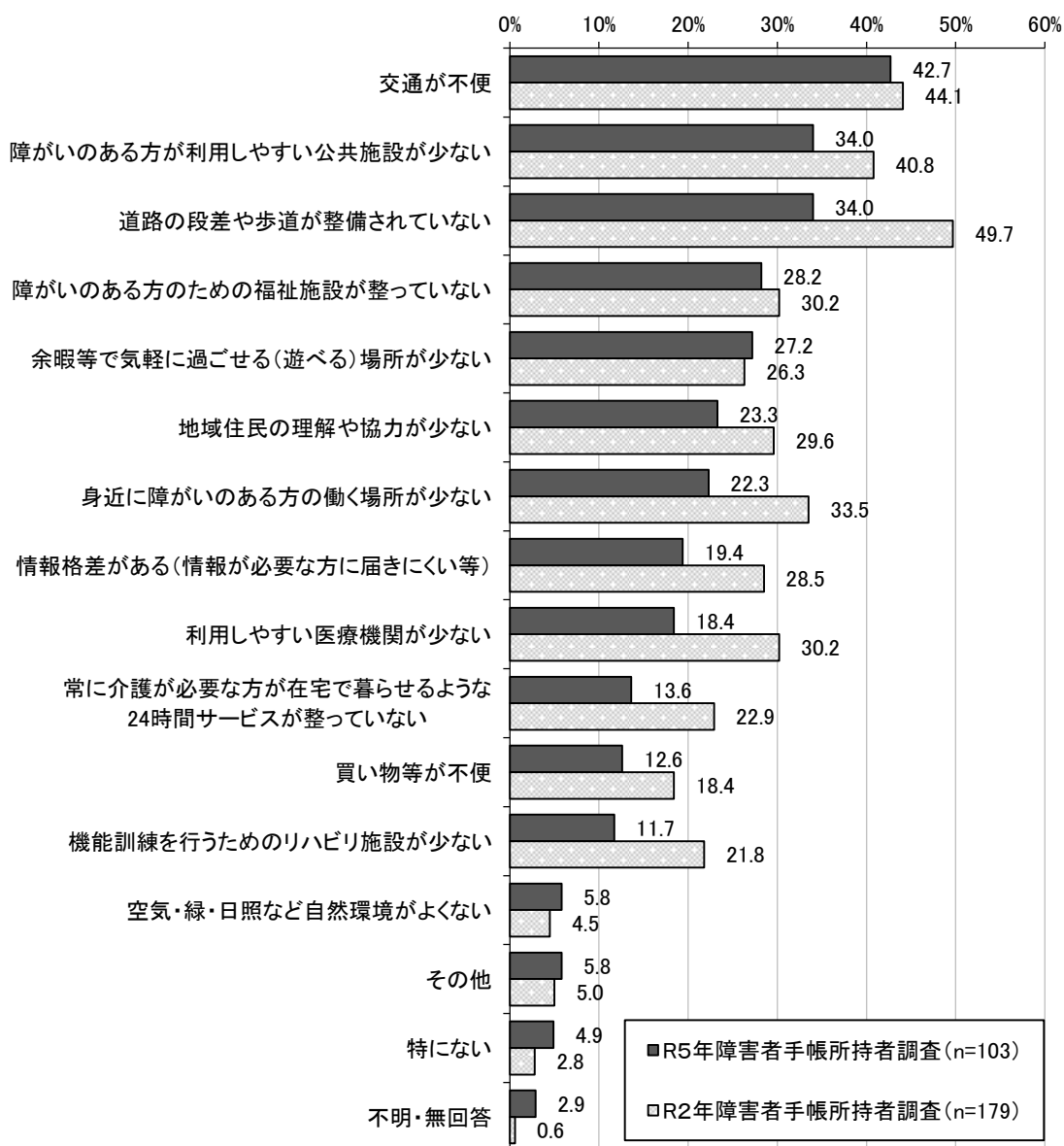
障害者手帳所持者調査において、本町が障がいのある人にとって暮らしやすいまちだと思うかについてみると、「わからない」が29.6%と最も多く、次いで「やや思う」が25.7%、「あまり思わない」が18.6%となっています。『思う計(「思う」と「やや思う」の合計)』は41.9%、『思わない計(「あまり思わない」と「思わない」の合計)』は22.8%となっています。

前回調査(令和2年実施)と比較すると、大きく変わった項目はありませんでした。



障害者手帳所持者調査において、本町が障がいのある人にとって暮らしやすいと思わない理由についてみると、「交通が不便」が42.7%と最も多く、次いで「障がいのある方が利用しやすい公共施設が少ない」「道路の段差や歩道が整備されていない」が34.0%、「障がいのある方のための福祉施設が整っていない」が28.2%となっています。

前回調査(令和2年実施)と比較すると、順位に若干の変動はあったものの、ハード面での暮らしにくさを感じている人が多い傾向に変化はありませんでした。



※複数回答

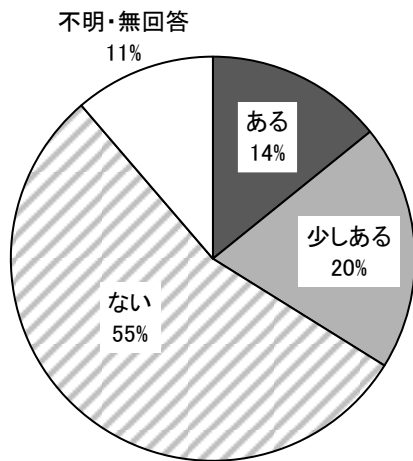
④ 障がいのある人に対する差別や偏見

障害者手帳所持者調査において、差別・偏見の経験有無についてみると、「ない」が 54.9%と最も多くなっています。

年齢別にみると、18～40 歳では「ある」、41～64 歳、65 歳以上では「ない」がそれぞれ最も多くなっており、障がい種別にみると、〔療育〕では「少しある」、その他の障がい種別では「ない」がそれぞれ最も多くなっています。

また、差別・偏見を感じた場所についてみると、「外出先」が46.4%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が35.3%、「仕事を探すとき」が20.3%となっています。

障害者手帳所持者調査(n=452)



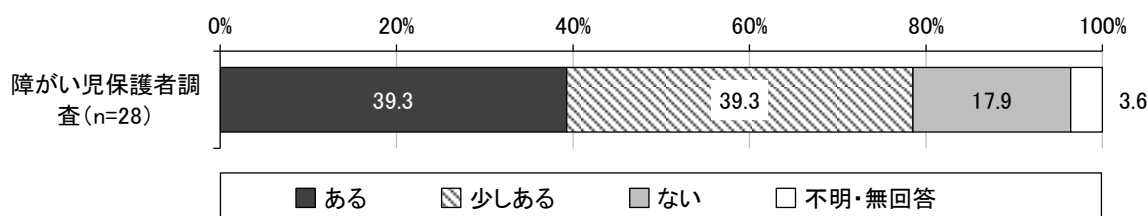
※単数回答

単位: %		ある	少しある	ない	不明・無回答
全体(n=452)		14.2	19.7	54.9	11.3
年齢別	18～40歳(n=63)	34.9	30.2	33.3	1.6
	41～64歳(n=103)	21.4	32.0	37.9	8.7
	65歳以上(n=278)	6.5	12.6	66.5	14.4
障がい種別	身体障害者手帳(n=350)	10.0	17.4	61.1	11.4
	療育手帳(n=56)	30.4	37.5	25.0	7.1
	精神障害者保健福祉手帳(n=62)	25.8	27.4	35.5	11.3
	難病(n=12)	8.3	25.0	50.0	16.7

順位	どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(上位3位・複数回答)	件数 (n=153)
1	外出先	46.4%
2	学校・仕事場	35.3%
3	仕事を探すとき	20.3%

障がい児保護者調査において、差別・偏見の経験有無についてみると、「ある」「少しある」が39.3%と最も多く、次いで「ない」が17.9%となっています。

また、差別・偏見を感じた場所についてみると、「保育所(園)・幼稚園・認定こども園・学校」「外出先」が50.0%と最も多く、次いで「余暇活動の場」「医療機関」「住んでいる地域」が13.6%となっています。

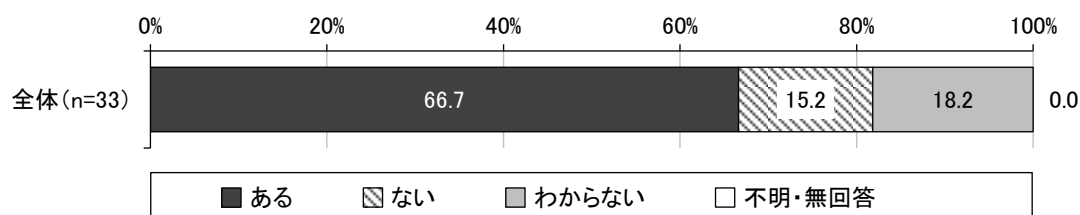


※単数回答

順位	どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(上位3位・複数回答)	件数 (n=22)
1	保育所(園)・幼稚園・認定こども園・学校	50.0%
2	外出先	50.0%
3	余暇活動の場 ・ 医療機関 ・ 住んでいる地域	13.6%

事業所調査において、差別・偏見の経験有無についてみると、「ある」が66.7%と最も多く、次いで「わからない」が18.2%、「ない」が15.2%となっています。

また、どのようなところに差別・偏見、配慮のなさを感じるかについてみると、「仕事や収入」が45.5%と最も多く、次いで「教育の場」が31.8%、「人間関係」が27.3%となっています。



※単数回答

順位	どのようなところに、最も強く障がい者に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じますか。(上位3位・複数回答)	件数 (n=22)
1	仕事や収入	45.5%
2	教育の場	31.8%
3	人間関係	27.3%

⑤ 外出時の困りごと

障害者手帳所持者調査において、外出時に困ることについてみると、「公共交通機関が少ない(ない)」が26.8%と最も多くなっています。

年齢別にみると、18～40歳では「困った時にどうすればいいか心配」、41～64歳では「特に困ったり不便に感じることはない」、65歳以上では「公共交通機関が少ない(ない)」がそれぞれ最も多くなっています。

障がい種別にみると、〔身体〕では「特に困ったり不便に感じることはない」、〔療育〕〔精神〕では「困った時にどうすればいいか心配」、〔難病〕では「列車やバスの乗り降りが困難」がそれぞれ最も多くなっています。

外出する時に困ることは何ですか。(上位3つ・複数回答)			
属性	1位	2位	3位
全体 (n=452)	公共交通機関が少ない(ない) 26.8%	特に困ったり不便に感じることはない 19.2%	困った時にどうすればいいか心配 19.2%
18～40歳 (n=63)	困った時にどうすればいいか心配 31.7%	公共交通機関が少ない(ない) 25.4%	外出にお金がかかる 20.6%
41～64歳 (n=103)	特に困ったり不便に感じることはない 28.2%	公共交通機関が少ない(ない) 18.4%	道路や駅に階段や段差が多い 困った時にどうすればいいか心配 17.5%
65歳以上 (n=278)	公共交通機関が少ない(ない) 30.2%	特に困ったり不便に感じることはない 26.6%	ほとんど外出しないので分からない 20.9%
身体障害者 手帳 (n=350)	特に困ったり不便に感じることはない 28.6%	公共交通機関が少ない(ない) 27.1%	ほとんど外出しないので分からない 18.6%
療育手帳 (n=56)	困った時にどうすればいいか心配 48.2%	公共交通機関が少ない(ない) 25.0%	外出にお金がかかる 21.4%
精神障害者 保健福祉 手帳 (n=62)	困った時にどうすればいいか心配 27.4%	公共交通機関が少ない(ない) ほとんど外出しないので分からない 22.6%	外出にお金がかかる 発作などの突然の身体の変化が心配 17.7%
難病 (n=12)	列車やバスの乗り降りが困難 41.7%	道路や駅に階段や段差が多い 外出先の建物の設備が不便(道路、トイレ、エレベーターなど) ほとんど外出しないので分からない 25.0%	

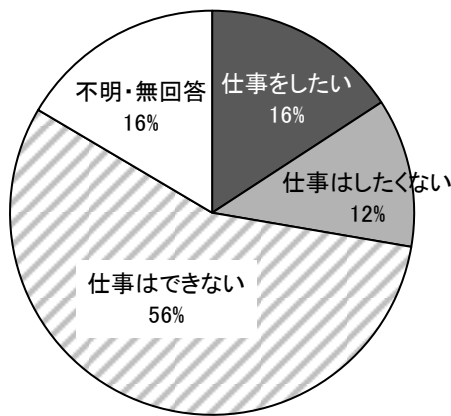
⑥ 就労について

障害者手帳所持者調査において、現在就労していない人の今後の意向についてみると、「仕事はできない」が55.8%と最も多くなっています。

年齢別にみると、いずれの年齢も「仕事はできない」が最も多くなっています。また、65歳以上では「仕事をしたい」が他の年齢と比べて少なくなっています。

障がい種別にみると、〔身体〕〔療育〕では「仕事はできない」、〔精神〕では「仕事をしたい」がそれぞれ最も多くなっています。

障害者手帳所持者調査(n=310)



※単数回答

単位:%		仕事をしたい	仕事はしたくない	仕事はできない	不明・無回答
全体(n=310)		15.8	11.9	55.8	16.5
年齢別	18～40歳(n=40)	45.0	5.0	47.5	2.5
	41～64歳(n=54)	35.2	11.1	40.7	13.0
	65歳以上(n=209)	5.7	12.9	60.8	20.6
障がい種別	身体障害者手帳(n=243)	9.5	14.0	59.3	17.3
	療育手帳(n=42)	33.3	2.4	54.8	9.5
	精神障害者保健福祉手帳(n=41)	41.5	2.4	36.6	19.5
	難病(n=9)	33.3	11.1	33.3	22.2

障害者手帳所持者調査において、必要な就労支援についてみると、「職場における障がい者理解」が27.2%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」が21.0%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が20.4%となっています。

順位	あなたは、障がい者の就労支援(障がい者が仕事に就くための援助)として、どのようなことが必要だと思いますか。(上位5位・複数回答)	件数(n=452)
1	職場における障がい者理解	27.2%
2	通勤手段の確保	21.0%
3	短時間勤務や勤務日数等の配慮	20.4%
4	給料の充実	15.3%
5	在宅勤務の拡充	12.6%

⑦ 通園・通学や療育・保育・教育全般について

障がい児保護者調査において、お子さんの平日日中の過ごし方についてみると、「学校」が 75.0%と最も多く、次いで「保育所(園)・幼稚園・認定こども園」が 7.1%、「職業訓練施設、作業所など」「児童発達支援施設」「その他」が 3.6%となっています。

障がい種別にみると、いずれも「学校」が最も多くなっています。

		障がい児保護者調査							
単位：%		学校	園・保育所(園)・幼稚園	職業訓練施設、作業所など	企業に就職している	児童発達支援施設	その他	自宅にいても該当せず	不明・無回答
全体(n=28)		75.0	7.1	3.6	0.0	3.6	3.6	0.0	7.1
障がい種別	身体障害者手帳(n=7)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	療育手帳(n=25)	76.0	8.0	0.0	0.0	4.0	4.0	0.0	8.0
	精神障害者保健福祉手帳(n=3)	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※単数回答

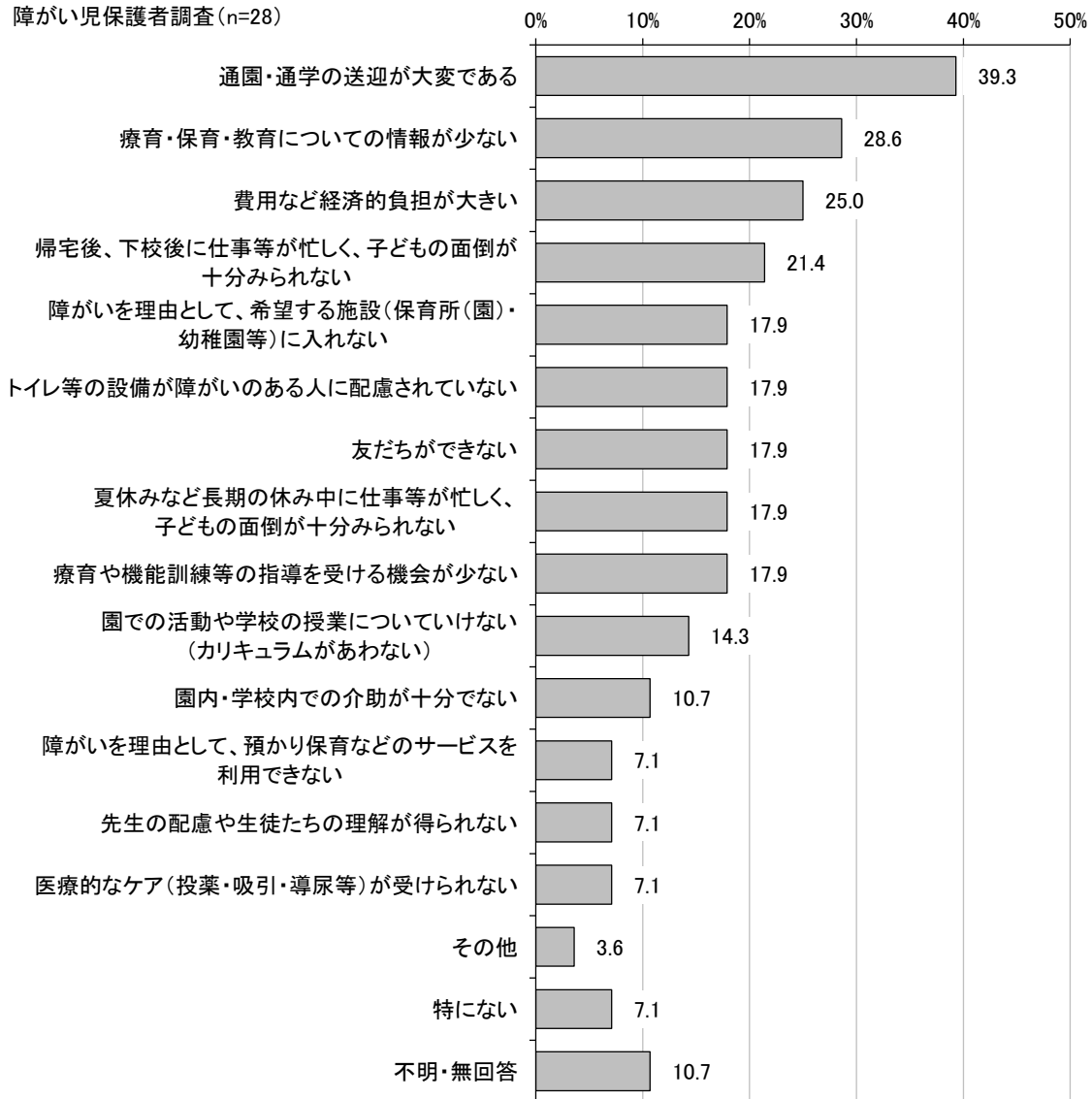
障がい児保護者調査において、お子さんの放課後や夏休み等の過ごし方の希望についてみると、「放課後等デイサービスを利用したい」が 65.2%と最も多くなっています。

障がい種別にみると、〔身体〕〔療育〕では「放課後等デイサービスを利用したい」が最も多く、〔精神〕では「自宅で過ごさせたい」が最も多くなっています。

		障がい児保護者調査									
単位：%		自宅で過ごさせたい	せど児童館・施設などで過ごさせたい	地域の友達と遊ばせたい	塾や習い事に通わせたい	部活動等に参加させたい	放課後等デイサービスを利用したい	ヘルパー等と外出させたい	その他	不明・無回答	
全体(n=23)		30.4	13.0	17.4	17.4	17.4	65.2	17.4	4.3	4.3	
障がい種別	身体障害者手帳(n=7)	14.3	0.0	0.0	28.6	14.3	71.4	14.3	14.3	0.0	
	療育手帳(n=21)	33.3	14.3	19.0	14.3	14.3	71.4	19.0	0.0	4.8	
	精神障害者保健福祉手帳(n=2)	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

※複数回答

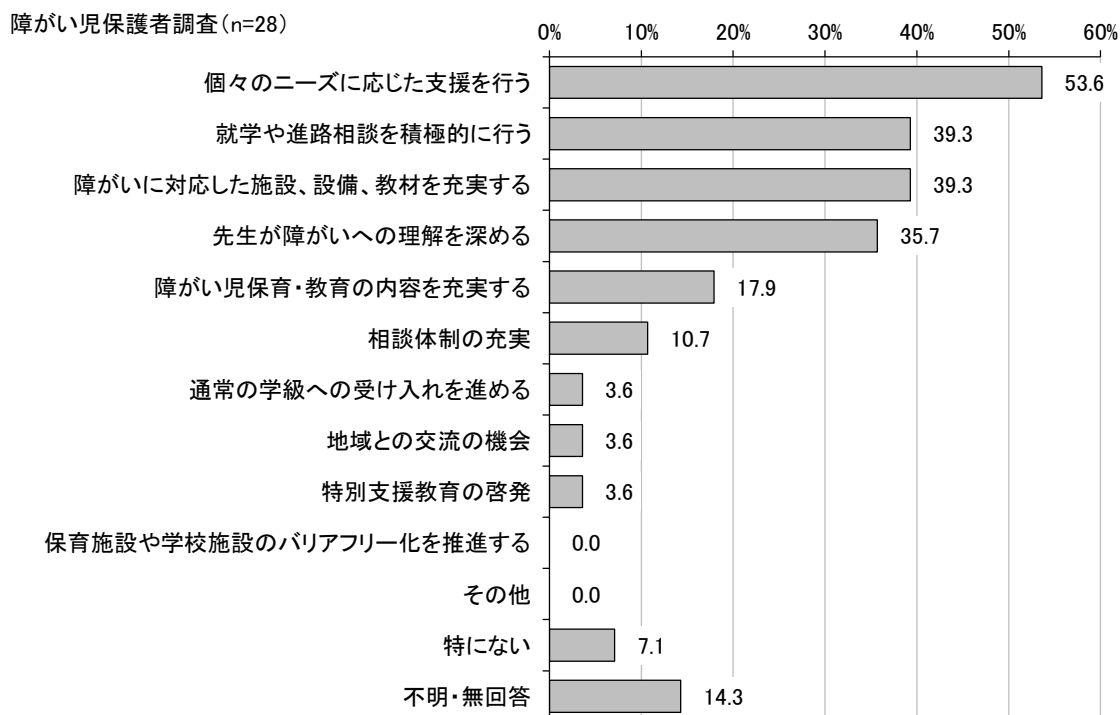
障がい児保護者調査において、通園・通学や療育・保育・教育全般で困っていることについてみると、「通園・通学の送迎が大変である」が 39.3%と最も多く、次いで「療育・保育・教育についての情報が少ない」が 28.6%、「費用など経済的負担が大きい」が 25.0%となっています。



※複数回答

障がい児保護者調査における、お子さんの通園・通学・通所先に希望することについてみると、「個々のニーズに応じた支援を行う」が 53.6%と最も多く、次いで「就学や進路相談を積極的に行う」「障がいに
対応した施設、設備、教材を充実する」が 39.3%、「先生が障がいへの理解を深める」が 35.7%となっ
ています。

障がい種別にみると、〔身体〕では「先生が障がいへの理解を深める」「個々のニーズに応じた支援を行
う」がともに 57.1%、〔療育〕では「個々のニーズに応じた支援を行う」が 56.0%、〔精神〕では「就学や進
路相談を積極的に行う」が 66.7%となっています。

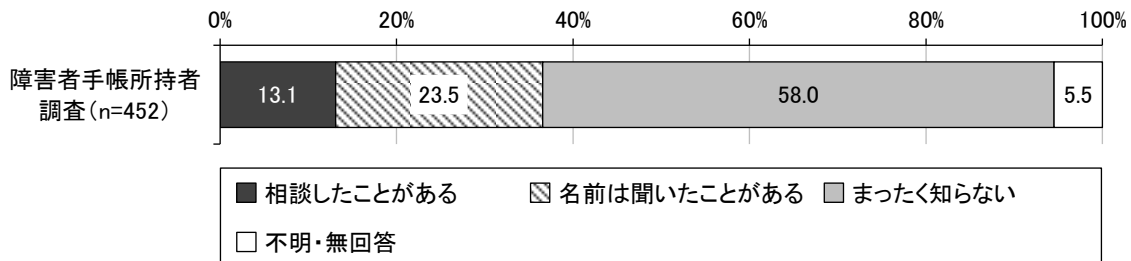


お子さんの通園・通学・通所先に希望することはありますか。(上位3つ・複数回答)			
属性	1位	2位	3位
身体障害者 手帳 (n=7)	先生が障がいへの理解を深める 個々のニーズに応じた支援を行う 57.1%		就学や進路相談を積極的に行う 障がいに 対応した施設、設備、 教材を充実する 42.9%
療育手帳 (n=25)	個々のニーズに応じた支援を行う 56.0%	就学や進路相談を積極的に行う 44.0%	障がいに 対応した施設、設備、 教材を充実する 40.0%
精神障害者 保健福祉 手帳 (n=3)	就学や進路相談を積極的に行う 66.7%	個々のニーズに応じた支援を行う 障がい児保育・教育の内容を充実する 相談体制の充実 特別支援教育の啓発	33.3%

※複数回答

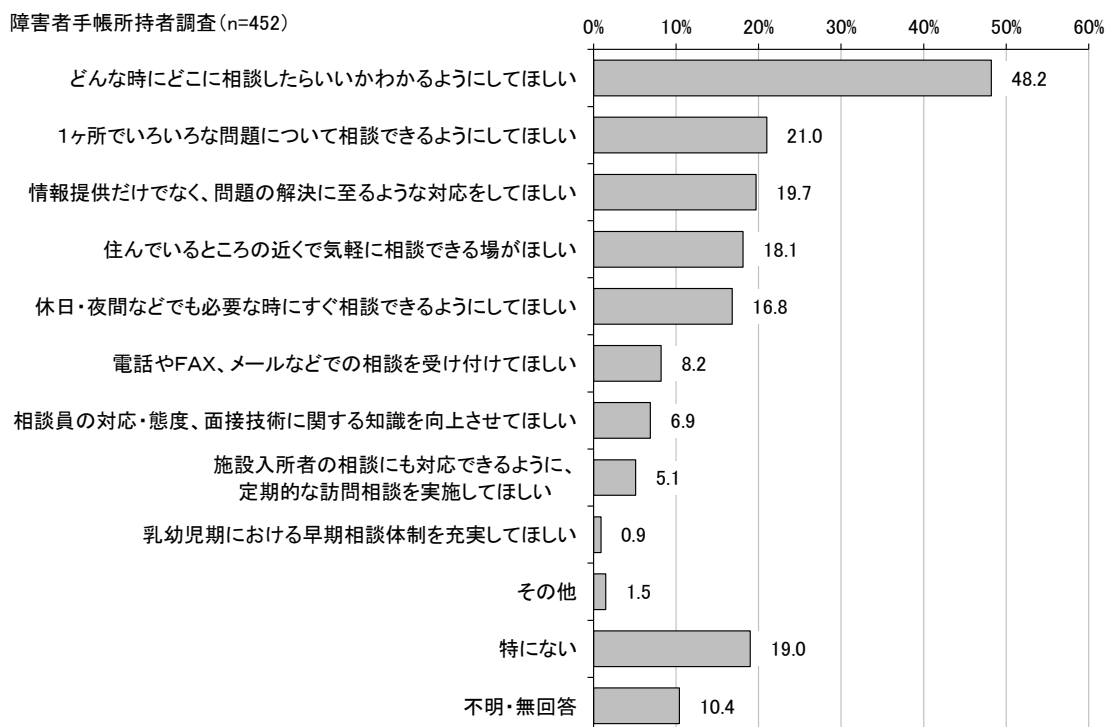
⑧ 相談支援や相談機関について

障害者手帳所持者調査において、本町が委託している障がいのある方の相談窓口の認知度についてみると、「まったく知らない」が 58.0%と最も多く、次いで「名前は聞いたことがある」が 23.5%、「相談したことがある」が 13.1%となっています。



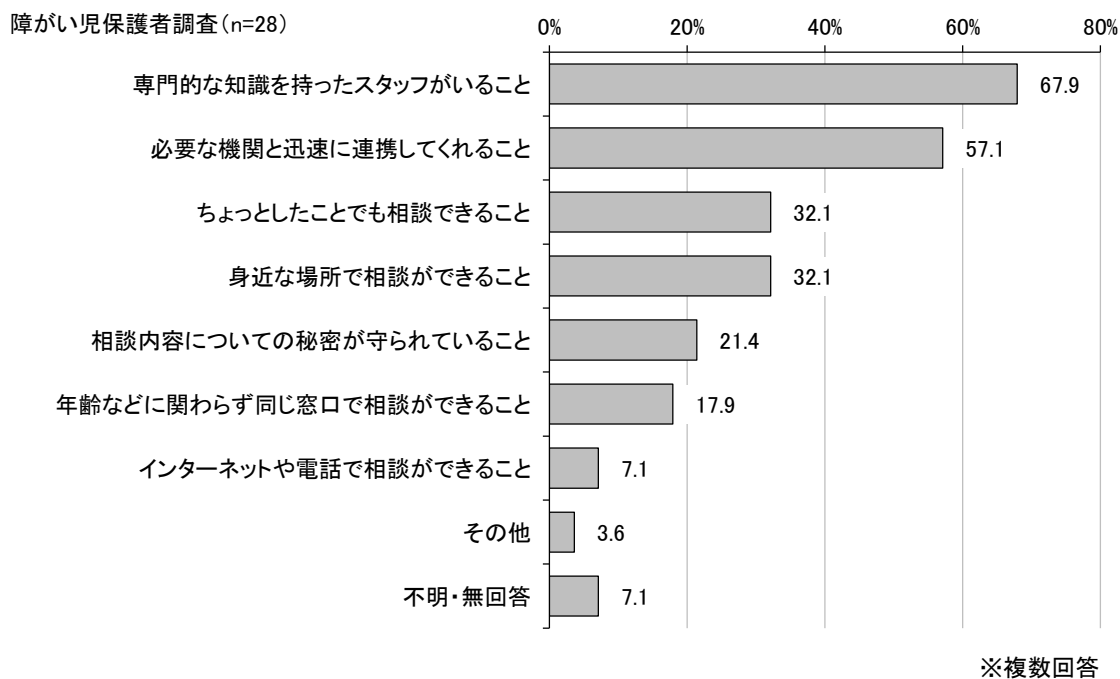
※単数回答

障害者手帳所持者調査において、相談支援として希望することについてみると、「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」が 48.2%と最も多く、次いで「1ヶ所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」が 21.0%、「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」が 19.7%となっています。



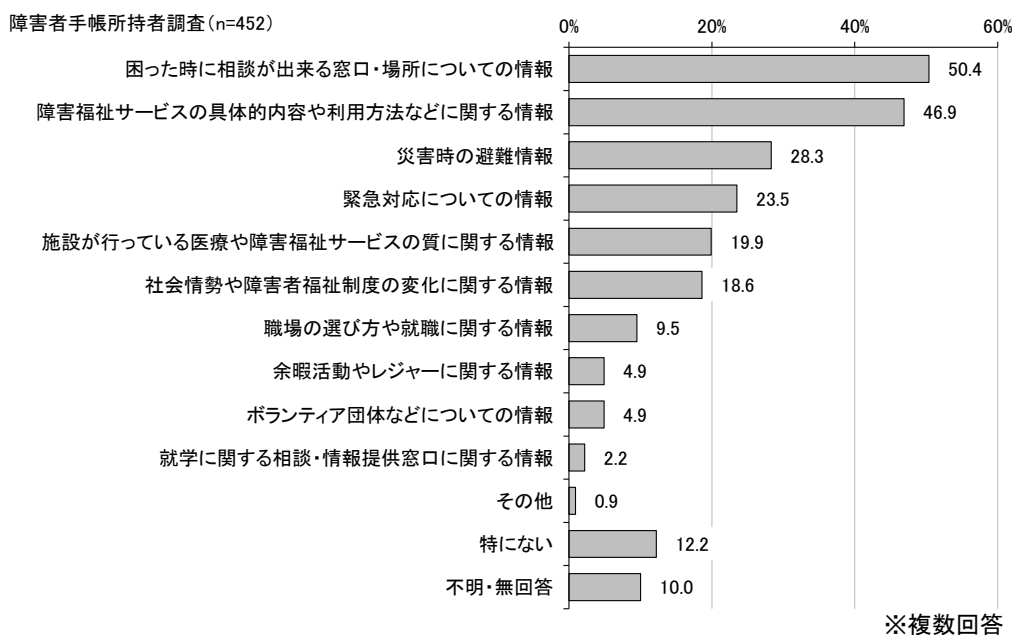
※複数回答

障がい児保護者調査において、相談支援として希望することについてみると、「専門的な知識を持ったスタッフがいること」が 67.9%と最も多く、次いで「必要な機関と迅速に連携してくれること」が 57.1%、「ちょっとしたことでも相談できること」「身近な場所で相談ができること」が 32.1%となっています。



⑨ 情報提供について

障害者手帳所持者調査において、今後充実してほしい情報についてみると、「困った時に相談が出来る窓口・場所についての情報」が 50.4%と最も多く、次いで「障害福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」が 46.9%、「災害時の避難情報」が 28.3%となっています。



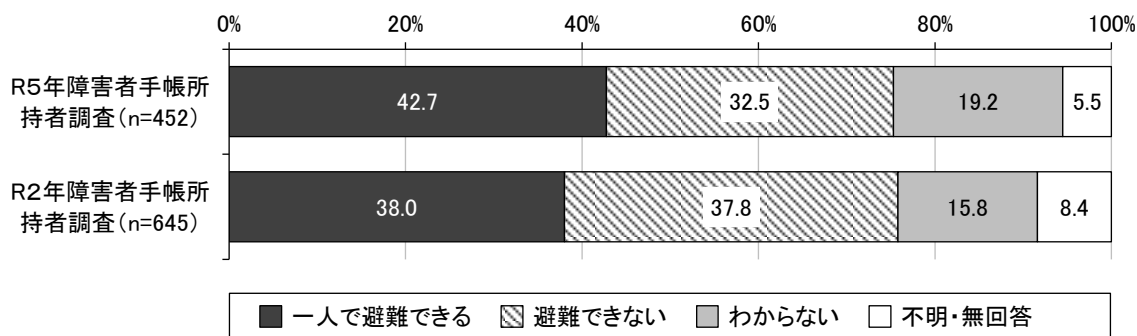
障害者手帳所持者調査において、障がいや福祉サービス等に関する情報の入手先についてみると、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 34.3%と最も多く、次いで「行政機関の広報誌」が 22.8%、「家族や親せき、友人・知人」が 22.6%となっています。

障がい児保護者調査において、障がいや福祉サービス等に関する情報の入手先についてみると、「インターネット」が 35.7%と最も多く、次いで「友人・知人」が 32.1%、「相談支援専門員・相談支援事業所」が 28.6%となっています。

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか。(上位5つ・複数回答)					
属性	1位	2位	3位	4位	5位
障害者手帳所持者調査 (n=452)	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 34.3%	行政機関の広報誌 22.8%	家族や親せき、友人・知人 22.6%	インターネット 18.4%	かかりつけの医師や看護師 14.2%
18~40歳 (n=63)	インターネット 38.1%	家族や親せき、友人・知人 36.5%	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 23.8%	サービス事業所の人や施設職員 20.6%	かかりつけの医師や看護師 15.9%
41~64歳 (n=103)	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース インターネット 36.9%	行政機関の広報誌 24.3%	家族や親せき、友人・知人 17.5%	サービス事業所の人や施設職員 11.7%	
65歳以上 (n=278)	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 36.0%	行政機関の広報誌 23.7%	家族や親せき、友人・知人 21.6%	かかりつけの医師や看護師 15.5%	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー 15.1%
身体障害者手帳 (n=350)	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 35.1%	行政機関の広報誌 24.3%	家族や親せき、友人・知人 21.1%	インターネット 16.0%	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー 13.7%
療育手帳 (n=56)	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 37.5%	家族や親せき、友人・知人 30.4%	インターネット サービス事業所の人や施設職員 26.8%	行政機関の広報誌 21.4%	
精神障害者保健福祉手帳 (n=62)	かかりつけの医師や看護師 30.6%	家族や親せき、友人・知人 27.4%	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 25.8%	インターネット 22.6%	行政機関の窓口 16.1%
難病 (n=12)	かかりつけの医師や看護師 41.7%	家族や親せき、友人・知人、サービス事業所の人や施設職員 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー			33.3%
障がい児保護者調査 (n=28)	インターネット 35.7%	友人・知人 32.1%	相談支援専門員・相談支援事業所 28.6%	病院 サービスを受けているところ (施設、事業所)	21.4%
身体障害者手帳 (n=7)	友人・知人 インターネット	57.1%	町の広報紙・ホームページ、病院、保健所 サービスを受けているところ(施設、事業所)		14.3%
療育手帳 (n=25)	友人・知人 インターネット	36.0%	相談支援専門員・相談支援事業所 28.0%	サービスを受けているところ(施設、事業所) 24.0%	保育所(園)・幼稚園・認定こども園・学校 20.0%
精神障害者保健福祉手帳 (n=3)	町の広報紙・ホームページ 66.7%	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、病院 相談支援専門員・相談支援事業所			33.3%

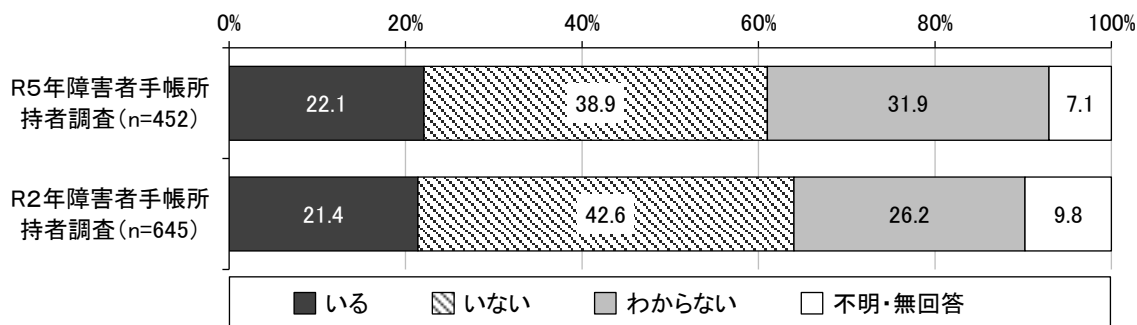
⑩ 災害時について

障害者手帳所持者調査において、災害時に一人で避難できるかについてみると、「一人で避難できる」が42.7%と最も多く、次いで「避難できない」が32.5%、「わからない」が19.2%となっています。前回調査(令和2年実施)と比較すると、「一人で避難できる」人の割合が増加しています。



※単数回答

障害者手帳所持者調査において、家族の不在時に助けてくれる近所の人の有無についてみると、「いない」が38.9%と最も多く、次いで「わからない」が31.9%、「いる」が22.1%となっています。前回調査(令和2年実施)と比較すると、「わからない」人の割合が増加しています。

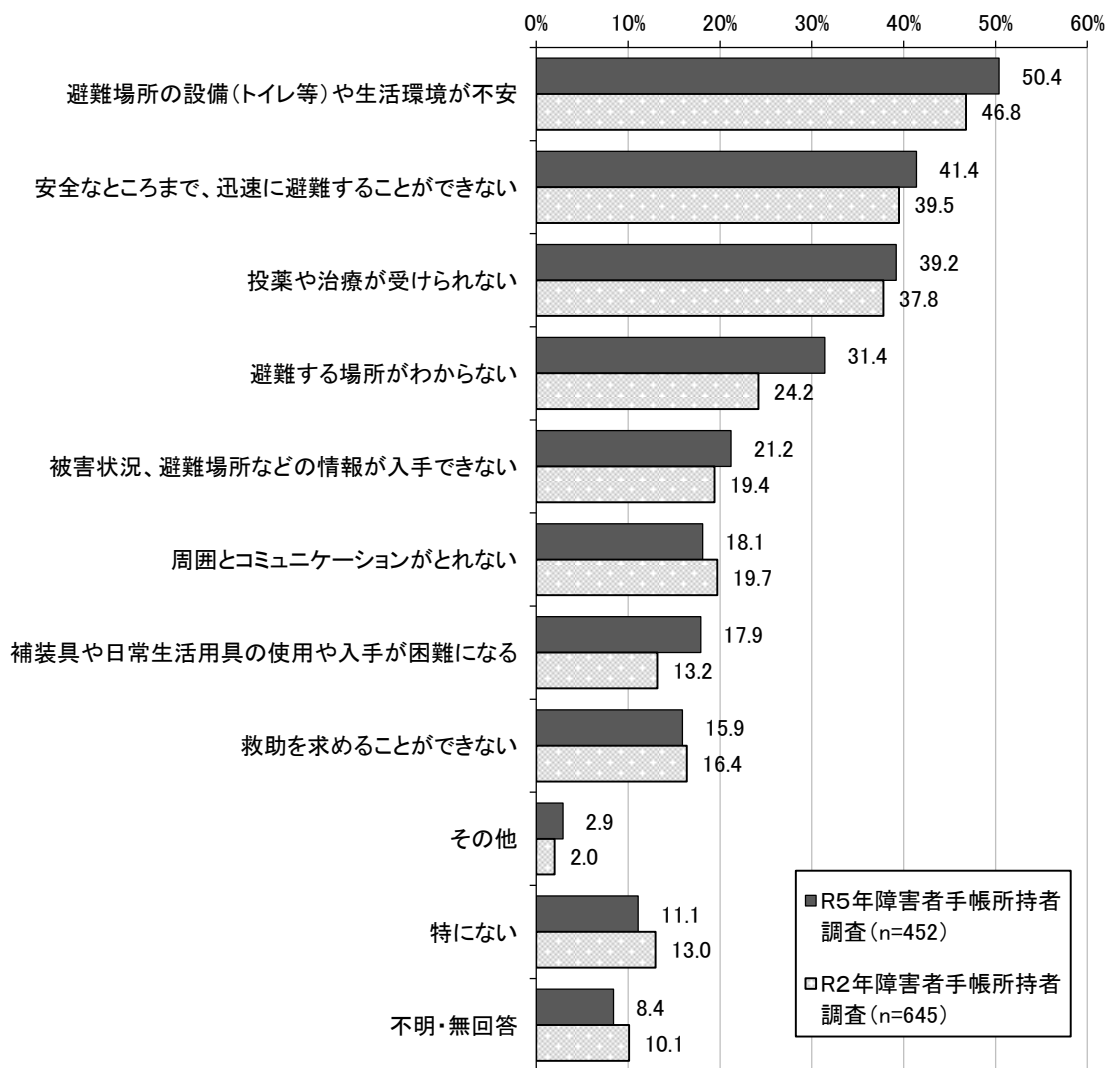


※単数回答



障害者手帳所持者調査において、災害発生時に困ることについてみると、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が 50.4%と最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 41.4%、「投薬や治療が受けられない」が 39.2%となっています。

前回調査(令和2年実施)と比較すると、上位 4 つの順位に変動はありませんでした。

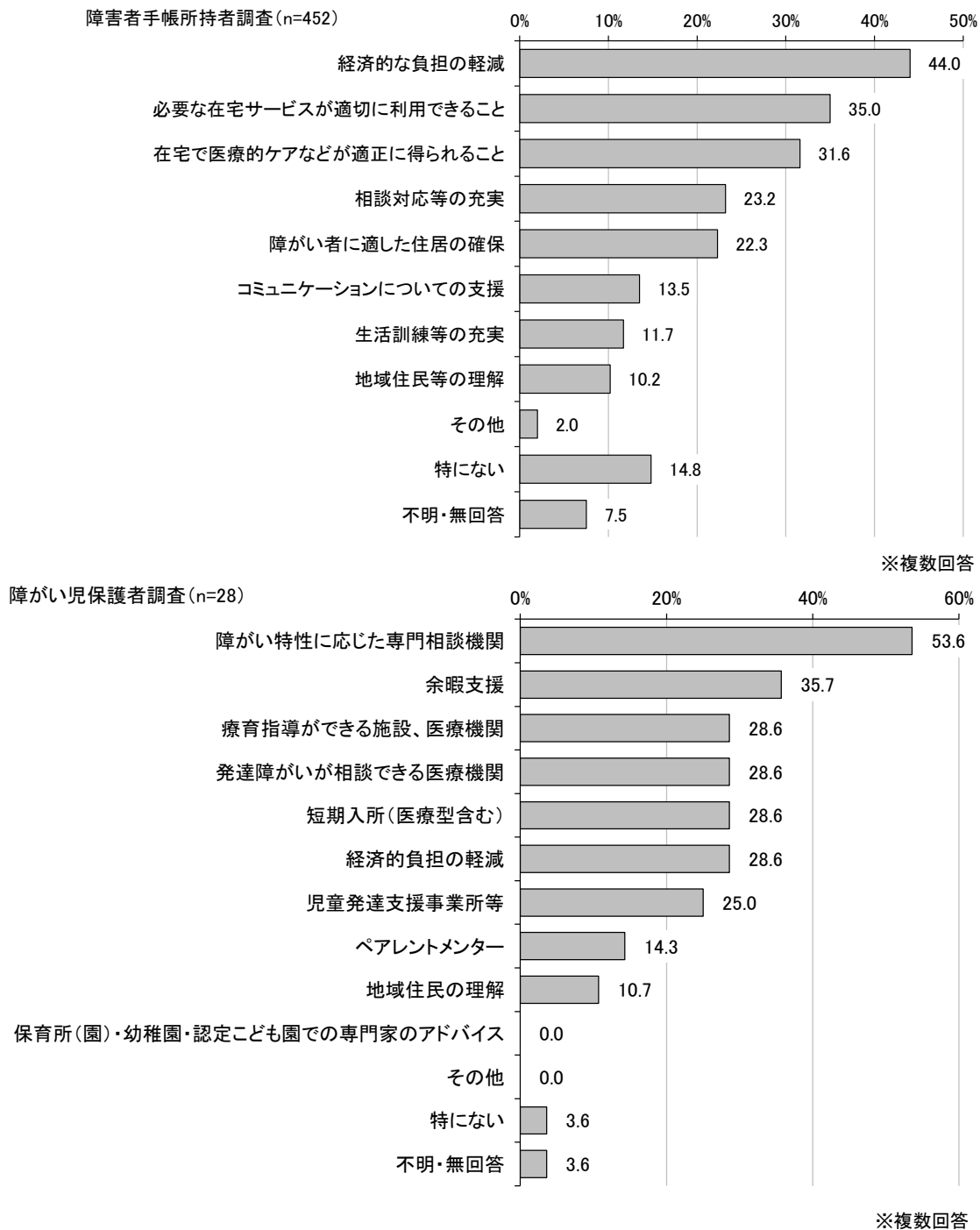


※複数回答

⑪ 希望する暮らしを送るために必要な支援

障害者手帳所持者調査では、「経済的な負担の軽減」が 44.0%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 35.0%、「在宅で医療的ケアなどが適正に得られること」が 31.6%となっています。

障がい児保護者調査では、「障がい特性に応じた専門相談機関」が 53.6%と最も多く、次いで「余暇支援」が 35.7%、「療育指導ができる施設、医療機関」「発達障がい相談できる医療機関」「短期入所(医療型含む)」「経済的負担の軽減」が 28.6%となっています。



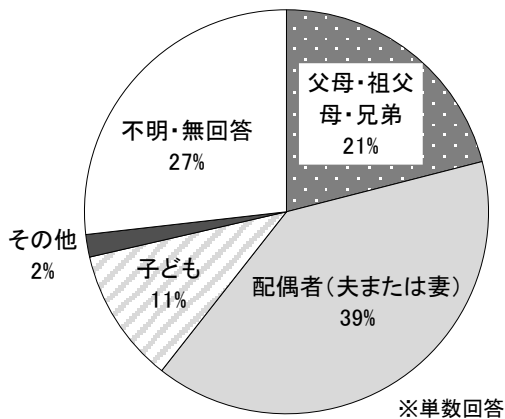
⑫ 家族支援について

※障害者手帳所持者調査の中で、介助や支援をしているご家族の皆様にお聞きました。

【介助者ご本人の関係】

「配偶者(夫または妻)」が 39.6%と最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟」が 21.0%、「子ども」が 10.8%となっています。

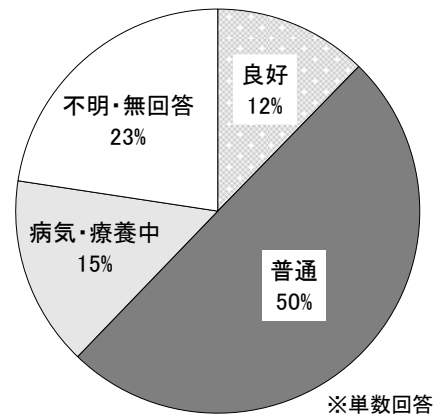
障害者手帳所持者調査(n=381)



【介助者の健康状態】

「普通」が 49.9%と最も多く、次いで「病気・療養中」が 15.2%、「良好」が 12.3%となっています。

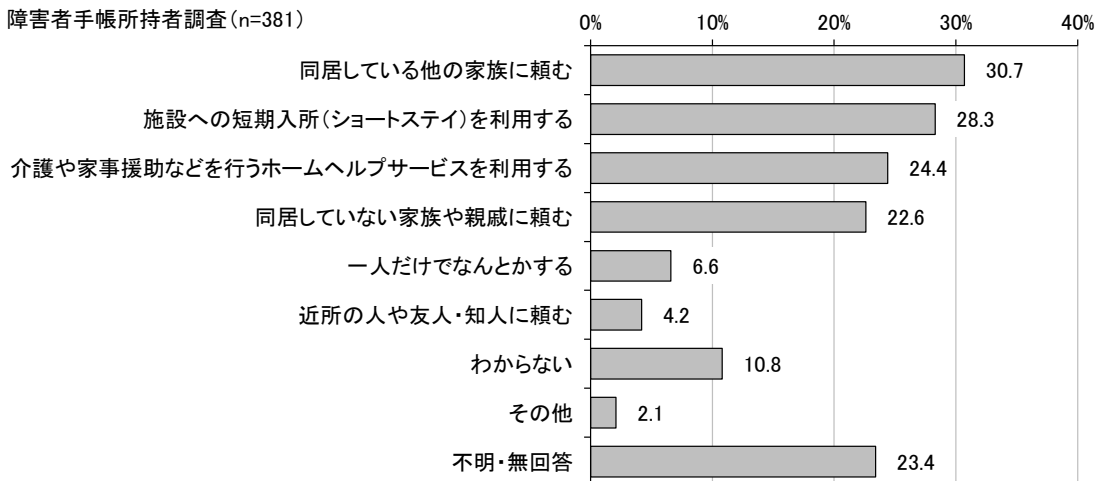
障害者手帳所持者調査(n=381)



【介助者が介助できなくなった場合の意向】

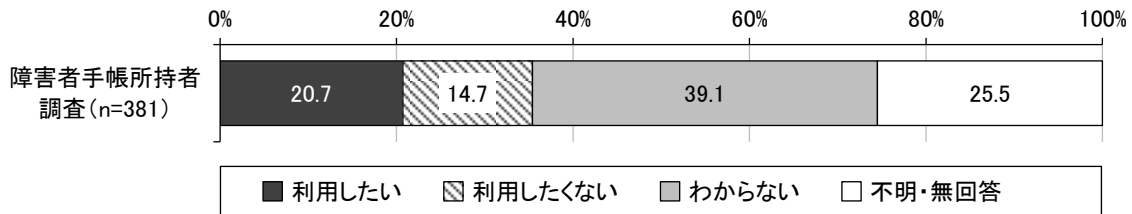
「同居している他の家族に頼む」が 30.7%と最も多く、次いで「施設への短期入所(ショートステイ)を利用する」が 28.3%、「介護や家事援助などを行うホームヘルプサービスを利用する」が 24.4%となっています。

障害者手帳所持者調査(n=381)



【レスパイト入院・入所の利用意向】

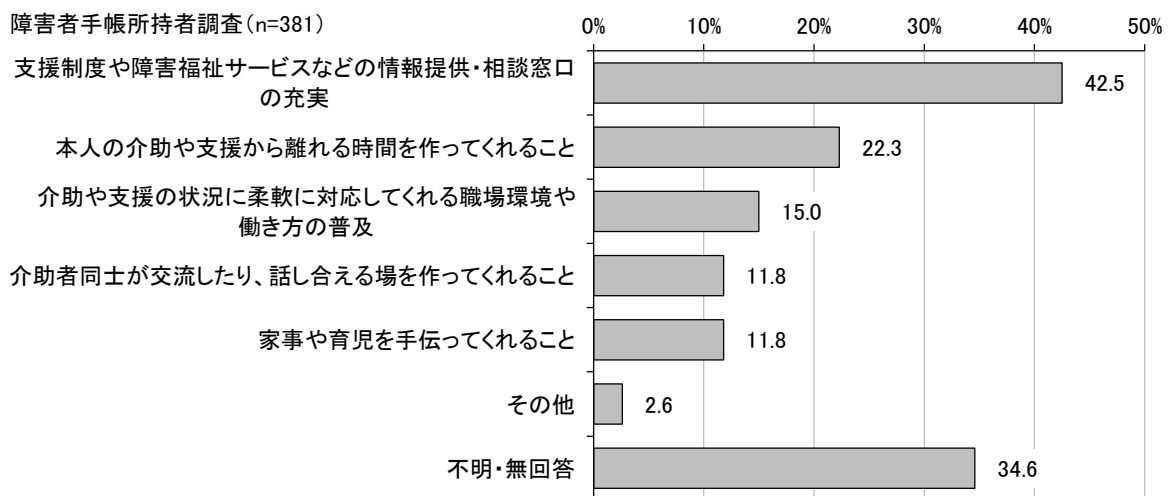
「わからない」が 39.1%と最も多く、次いで「利用したい」が 20.7%、「利用したくない」が 14.7%となっています。



※単数回答

【介助する人への支援として力を入れてほしいこと】

「支援制度や障害福祉サービスなどの情報提供・相談窓口の充実」が 42.5%と最も多く、次いで「本人の介助や支援から離れる時間を作ってくれること」が 22.3%、「介助や支援の状況に柔軟に対応してくれる職場環境や働き方の普及」が 15.0%となっています。

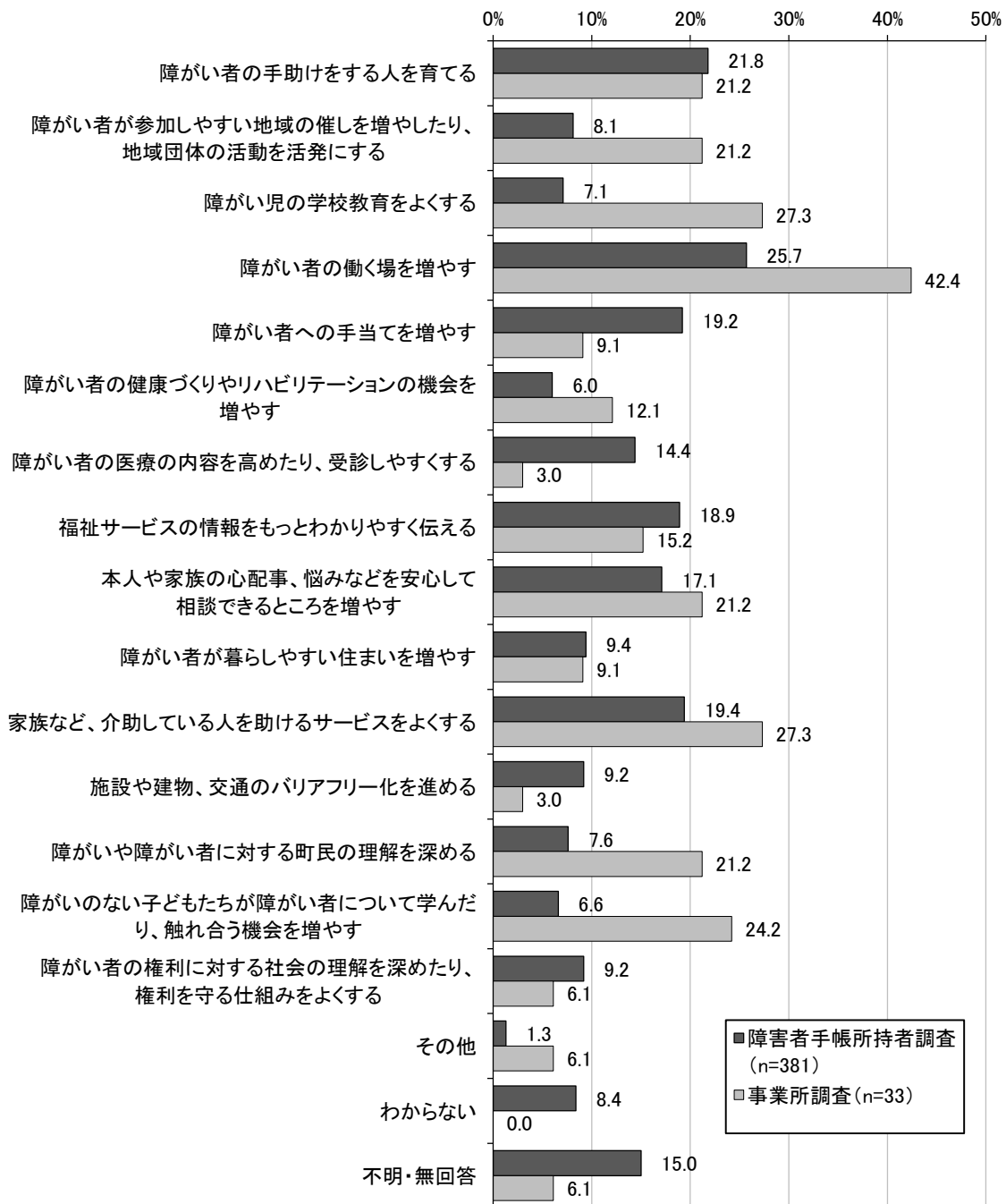


※複数回答

⑬ 地域共生社会の実現に向けて重要だと思うこと

障害者手帳所持者調査において、地域共生社会の実現に向けて重要だと思うことについてみると、「障がい者の働く場を増やす」が 25.7%と最も多く、次いで「障がい者の手助けをする人を育てる」が 21.8%、「家族など、介助している人を助けるサービスをよくする」が 19.4%となっています。

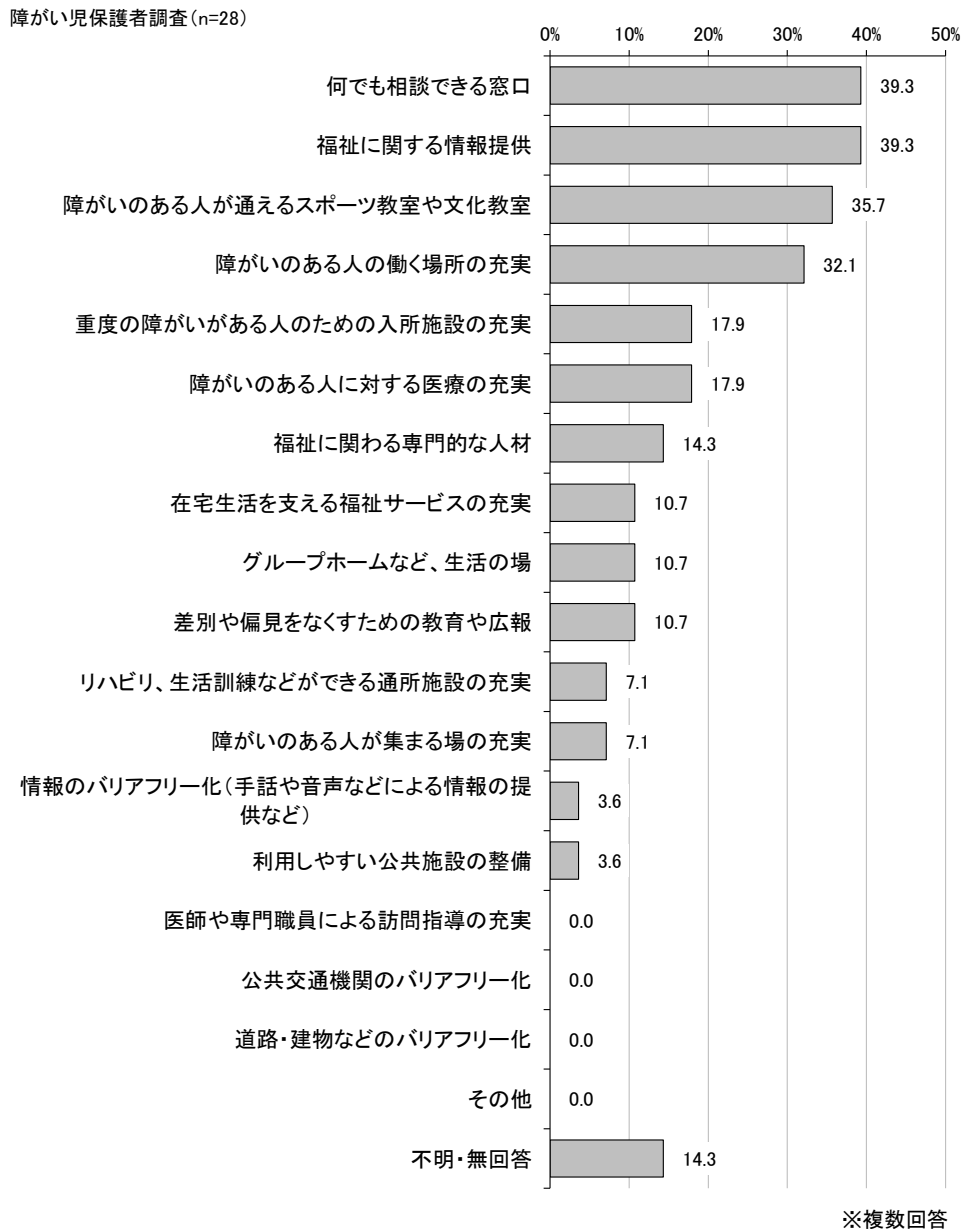
事業所調査において、地域共生社会の実現に向けて重要だと思うことについてみると、「障がい者の働く場を増やす」が 42.4%と最も多く、次いで「障がい児の学校教育をよくする」「家族など、介助している人を助けるサービスをよくする」が 27.3%、「障がいのない子どもたちが障がい者について学んだり、触れ合う機会を増やす」が 24.2%となっています。





※複数回答

⑭ 障がいのある子どもや保護者が暮らしやすいまちづくりについて

障がい児保護者調査において、障がいのある子どもや保護者が暮らしやすいまちづくりのために希望することについてみると、「何でも相談できる窓口」「福祉に関する情報提供」が 39.3%と最も多く、次いで「障がいのある人が通えるスポーツ教室や文化教室」が 35.7%、「障がいのある人の働く場所の充実」が 32.1%となっています。




⑮ 事業所からの意見

<p style="text-align: center;">【障がい福祉全般】</p> <p>◇サービス事業所や保育・療育・教育等の現場における人材不足及び高齢化</p> <p>◇教育、就労等様々な場面での合理的配慮の提 等</p>	<p style="text-align: center;">【啓発・広報】</p> <p>◇障がい福祉サービスなどのわかりやすい情報周知</p> <p>◇自立支援協議会での共有 等</p>
<p style="text-align: center;">【教育・育成】</p> <p>◇発達障がいや、グレーゾーンといわれる子どもたち、不登校児等への対応不足</p> <p>◇学校や保護者だけでなく、事業所間での連携と相談体制の確保</p> <p>◇教育現場での障がい理解の向上や医療的ケア児等への対応充実</p> <p>◇教育・福祉の連携 等</p>	<p style="text-align: center;">【雇用・就業】</p> <p>◇利用者の能力及び作業効率の向上とその結果の収益アップ</p> <p>◇いろいろな職種にチャレンジできる場があると良い</p> <p>◇就労継続支援A型・B型事業所の充実と拡充 等</p>
<p style="text-align: center;">【保健・医療】</p> <p>◇保健医療機関と福祉機関の情報交換や情報共有の場の確立</p> <p>◇障がい者(知的含め)に対応できる医療機関が町内近隣にあると助かる</p> <p>◇地域の園との連携強化による個別の問題解決への期待</p> <p>◇精神保健福祉について専門的に介入している行政機関が少ない 等</p>	<p style="text-align: center;">【生活支援】</p> <p>◇利用者の高齢化・重度化に伴う個別支援の充実</p> <p>◇フードバンクの活用</p> <p>◇住宅サービス、公的住居等の住まいの場や環境の整備と賃貸住宅の保証人問題の課題解消 等</p> 
<p style="text-align: center;">【生活環境】</p> <p>◇歩道の平坦化</p> <p>◇オープンスペースや防災体制は充実している 等</p>	<p style="text-align: center;">【社会参加】</p> <p>◇障がいの有無に関わらず交流ができるイベント等の場づくりと情報周知</p> <p>◇軽度やグレーゾーンの子どもの保護者が気軽に保護者同士で情報交換できる会 等</p>
<p style="text-align: center;">【権利擁護・虐待防止】</p> <p>◇介助者の高齢化に対する成年後見制度活用の拡充・利用促進</p> <p>◇成年後見制度をすすめたいが、金銭的な負担や手続きの複雑さから難しく感じる</p> <p>◇障がい者の保護者への未来への見通しがつき、良好な家庭環境が築ける仕組み 等</p>	<p style="text-align: center;">【行政サービス等における配慮】</p> <p>◇手続きや提出書類などのわかりやすい案内</p> <p>◇行政職員の障がい理解の向上 等</p> 

7 本町の課題と今後の方向性

障がいへの理解促進


- ◆障害者差別解消法が改正され、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供がより求められていますが、現状、障がいのある人や障がいのある人に関わる人はあらゆる場面で差別・偏見を感じています。
- ◆障がいや障がいのある人に対する町民理解や行政支援について、5～10年前と比べて好転していると感じている人が障害者手帳所持者調査で約3割、障がい児保護者調査で約4割いる一方で、障がいのある人にとって暮らしやすいまちかについては、障害者手帳所持者の半分以上が「暮らしやすいと思わない・わからない」と回答しています。
- ◆また、職場や教育現場、行政職員の福祉サービスに対する理解の向上や、様々な障がいの特性について知っておいてほしいという声もあります。



方向性	●共生社会の実現に向け、障がいに対する理解や合理的配慮についての周知を行う
関連する基本方針	「啓発・広報」「教育・育成」「雇用・就業」 「社会参加」「権利擁護・虐待防止」 「行政サービス等における配慮」

情報提供や相談支援の充実

- ◆障がいや福祉サービス等に関する情報の入手先は年齢や障がい種別によって異なり、手段や媒体によって情報の偏りがないようにすることが重要です。
- ◆今後充実してほしい情報については、相談窓口先やサービスの具体的内容・利用方法、災害時・緊急時の情報などが上位となっており、住民が求めている情報の発信と、求めている情報にたどり着きやすくするためのアクセシビリティの向上が必要です。
- ◆町が委託している相談窓口機関の認知度が低く、半数以上の人知らないと回答しているため、各相談機関をはじめとする多機関と連携して周知に取り組み、分野横断的につながる重層的な相談体制づくりが求められています。

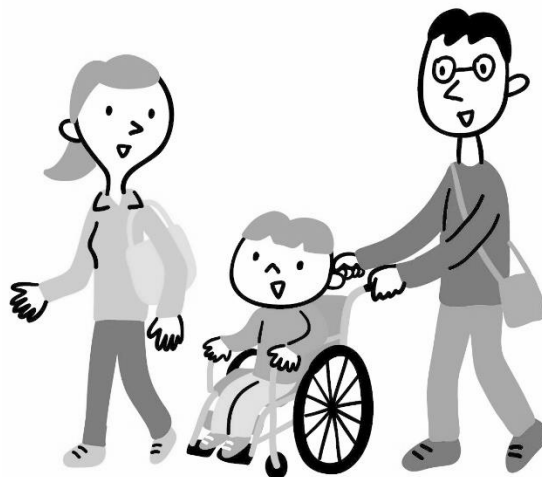


方向性	●情報アクセシビリティの向上を図るとともに、だれもが適切なサービス・支援につながるよう、重層的な相談体制を構築する
関連する基本方針	「啓発・広報」「生活支援」「生活環境」 「行政サービス等における配慮」

障がい者家族の負担軽減

- ◆障がいのある人を介助している家族の健康状態は「良好」もしくは「普通」の人が約6割の一方で、「病気・療養中」の人も1.5割存在しており、家族支援が求められています。
- ◆介助者が介助できなくなった場合、「同居している他の家族に頼む」が3割と多くなっていますが、短期入所(ショートステイ)やホームヘルプサービスの利用意向も高くなっており、障がい福祉サービスの充実が求められています。
- ◆介助する人への支援として、情報提供・相談窓口の充実が4割と多くなっていますが、次いで「本人の介助や支援から離れる時間をつくってくれること」と回答した人が2割強となっており、レスパイト入院・入所の利用意向についても2割の人が利用したいと回答していることから、介助者の「息抜き(心の健康づくり)」の時間を確保することも必要です。
- ◆家族の不在時に助けてくれる近所の人の有無について、「いない」「わからない」と回答した人が7割近くとなっており、家族以外の助けあいがほとんどないため、災害時や緊急時の“ささえあい”精神を構築する必要があります。

方向性	●地域で障がいのある人の暮らしを支えていけるようなネットワークの構築と障がい福祉サービスの充実
関連する基本方針	「啓発・広報」 「保健・医療」 「生活支援」 「生活環境」 「行政サービス等における配慮」



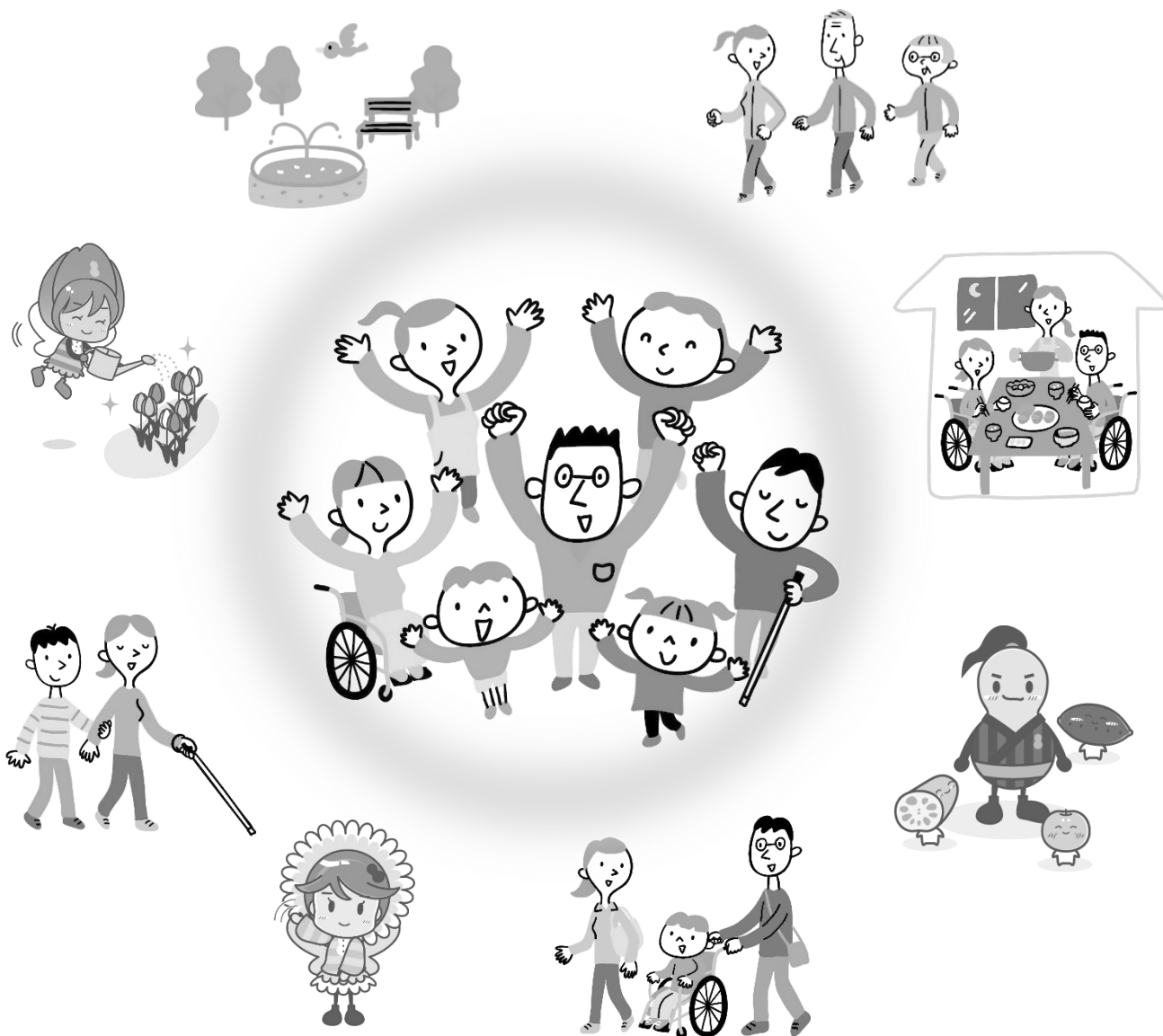
第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、障害者基本計画に定める障がい者計画であり、障がいがあっても地域で暮らしていけるように、町民相互で支えあえるようなまちづくりを目指して、前回計画に引き続き以下の基本理念を掲げます。

笑顔でささえあい・きたじま



2 基本目標

基本理念を支えるため、以下の基本目標を定めます。

- 1 啓発・広報 -こころのバリアフリーの実現-
- 2 教育・育成 -障がい児支援と人材育成の充実-
- 3 雇用・就業 -働く場の確保と理解促進-
- 4 保健・医療 -医療・支援体制の整備と家族の休息の確保-
- 5 生活支援 -地域での自立した生活の支援-
- 6 生活環境 -「ひとにやさしいまちづくり」の推進-
- 7 社会参加 -文化・スポーツ活動への参加促進-
- 8 権利擁護・虐待防止 -障がい者の尊厳の促進-
- 9 行政サービス等における配慮 -適切な配慮の推進-



3 施策の体系

基本理念	基本方針	基本施策	ページ
笑顔 で さ さ え あ い ・ き た じ ま	啓発・広報 こころのバリアフリーの実現	◇啓発・広報活動の推進	45
		◇福祉教育の推進	45
		◇ボランティア活動・地域福祉活動の活性化	46
	教育・育成 障がい児支援と人材育成の 充実	◇発達に関する相談体制の充実	46
		◇保育や療育に関する体制の充実	47
		◇障がい児の個性と能力を尊重した教育の充実	47
		◇療育・保育・教育に携わる人材の資質向上	48
	雇用・就業 働く場の確保と理解促進	◇障がい者の職業能力の開発・育成	48
		◇障がい者雇用の促進	49
	保健・医療 医療・支援体制の整備と 家族の休息の確保	◇家族も含めた健康づくり支援	49
		◇医療体制の充実	50
		◇精神保健・医療の充実と難病患者への支援	50
	生活支援 地域での 自立した生活の支援	◇相談支援体制の整備	51
		◇在宅サービスの充実	51
		◇障害者ケアマネジメント体制の整備	52
		◇住まいの場の確保と住宅整備	52
	生活環境 「ひとにやさしいまちづくり」 の推進	◇総合的な福祉のまちづくりの推進	53
		◇防災・防犯体制の強化	54
	社会参加 文化・スポーツ活動への 参加促進	◇交流機会の充実	55
		◇文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動支援	55
	権利擁護・虐待防止 障がい者の尊厳の促進	◇権利擁護の推進と意思決定支援	56
		◇差別解消と虐待防止の推進	56
	行政サービス等における配慮 適切な配慮の推進	◇情報アクセシビリティの向上	57
		◇サービスの質の向上	57
		◇経済的支援の推進	58

第4章

障がい者計画における施策の展開



1 啓発・広報 —こころのバリアフリーの実現—

(1)啓発・広報活動の推進

障がいや障がいのある人に関する理解を深めるためには、障がいのある人のことを知ってもらうだけでなく、お互いに気持ちや個性についての理解を深めることが重要です。

本町では、ヘルプマークののぼりの設置やポスター掲示、町報きたじまや福祉広報きたじまを活用した啓発・広報活動を行っており、今後も、企業や教育の場、地域での交流を通して障がいへの理解促進に向けた啓発・広報に取り組みます。

【主な取り組み】

理解促進研修・啓発事業	障がい者等への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化し、共同生活の実現を図ります。
-------------	---

(2)福祉教育の推進

小中学校等の学校教育において、障がいや障がいのある人への理解を深める教育を推進し、子どもの頃から、お互いに認め合い、助け合う心を育てることが重要です。

本町では、特別支援学校の生徒とその生徒が居住する地域の学校の生徒との交流機会を設けたり、人権セミナーの開催など、学校だけでなく家庭や地域で協力するための機会の充実を図っており、今後も福祉教育の推進に取り組みます。

【主な取り組み】

特別支援学校生徒との交流	特別支援学校の生徒とその生徒が居住する地域の学校の生徒との交流機会を設け、地域で支えあう意識の醸成を図ります。
人権セミナーの開催	障がいのある人を含めた様々な人権に関するセミナーを開催し、町民の人権意識の向上を図ります。

(3) ボランティア活動・地域福祉活動の活性化

障がいのある人が安心して日常生活を送るためには、地域での助け合い・支えあいによる見守り活動など、公的なサービス以外の部分での支援が重要です。

本町では、福祉広報きたじま等でボランティア連絡協議会加入団体の活動について掲載及び活動支援を行っており、今後は若年層も含めた参加促進に取り組みます。

【主な取り組み】

地域活動情報の提供体制の整備	ボランティア情報や町民活動団体等の情報を集約するとともに、情報提供窓口の一元化を図り、適切で効果的な情報提供につなげます。
「ボランティア交流会」の開催	ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、「ボランティア交流会」を開催し、参加者の興味とボランティア団体の活動内容をマッチングさせ、活動参加へとつなげます。
ボランティアニーズの把握	ボランティアのコーディネートを行う北島町社会福祉協議会との連携を密に行い、ボランティアニーズの把握に努めます。

2 教育・育成 -障がい児支援と人材育成の充実-

(1) 発達に関する相談体制の充実

障がいのある子どもやグレーゾーンといわれる子どもが増加しており、自分の子どもの発達に不安を感じる保護者に対し、子どもの発達について早期に相談できる体制を整えることが重要です。

本町では、子どもに特化した行政の相談窓口や町独自で子どもの知能を測定するための発達検査を受けられるようにするなど、子育てに不安を感じる保護者への支援体制を整えており、今後も相談体制の充実に取り組みます。

【主な取り組み】

障がい児相談支援	障がい児が児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、支援の開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。
北島町子育て支援施設(Koti)の活用	子育てに悩む保護者やその児童(18歳未満)を、関係機関と連携して包括的に支援し、その家庭が孤立することなく相談できるような、身近な相談窓口として開設しています。
相談体制の充実	保健師、公認心理師、社会福祉士を配置し、専門職による相談体制の充実を図ります。

(2) 保育や療育に関する体制の充実

障がい児には、一人ひとりの年齢や能力に合わせた療育・教育の場が重要です。

本町では、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を行っており、障がい児に合った支援体制や指導体制を整備します。

【主な取り組み】

児童発達支援	障がいのある未就学児が、日常生活における基本動作や知識技術を習得し、集団生活に適応できるよう支援します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休みの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況や、置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。

(3) 障がい児の個性と能力を尊重した教育の充実

一人ひとりの障がい特性に応じた指導が受けられる教育機能を充実させ、障がいのある子どもの成長を支援します。

【主な取り組み】

支援シートによる切れ目のない教育支援	健康、コミュニケーション、生活の特徴、保護者からの要望、就学前期間から大切にしてきたこと、就学後も必要と思われること等を記した支援シートの作成により、切れ目のない情報共有・教育支援を行います。
就学支援事業	義務教育を受けるにあたって、合理的な配慮を必要とする児童生徒に対し、適切な教育が実施される環境を判定し、円滑な就学を支援します。
小中学校の特別支援教育の連携	特別支援教育コーディネーター連絡会、特別支援学級担任研修会等を実施します。
インクルーシブ教育の推進による適切な学習機会の確保	小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を通して、適切な学習機会の確保に取り組みます。
医療的ケア児等の適切な環境づくり	医療的ケア児等の心身の特徴に合わせた環境づくりを行います。

(4)療育・保育・教育に携わる人材の資質向上

一人ひとりの障がい特性に対応できるよう、療育・保育・教育に携わる人材の障がいに対する理解促進をはじめとする資質向上に取り組みます。

【主な取り組み】

各種研修の実施	障がいのある児童生徒の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基礎となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供や研修等を実施します。
---------	--

3 雇用・就業 -働く場の確保と理解促進-

(1)障がい者の職業能力の開発・育成

本町では就労の支援として、就労移行支援、就労継続支援(A)、就労継続支援(B)を通して、障がい者の適性に合った就労の場をつくることに取り組んでいます。今後も個々の能力を伸ばし、希望する就労ができるよう継続して取り組みます。

【主な取り組み】

就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じて就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援(A)	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(B)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動等の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

(2)障がい者雇用の促進

障害者総合支援法では、障がい者の地域生活と就労を進めて、自立した生活を送れるよう支援することが定められています。

本町では、自立支援協議会や関係機関との連携及び支援の実施を行っており、今後も障がい者の雇用促進のために企業や町民への理解促進と、一般企業等への就労後の対応に取り組みます。

【主な取り組み】

就労定着支援	一般企業等に新たに雇用された障がい者に対して、一般就労の継続を図るために必要な支援を適切かつ効果的に行います。
「北島町障がい者活躍推進計画」に基づく役場の雇用促進	障がいのある人の特性や個性に応じたの能力を発揮できることを目指すため、「北島町障がい者活躍推進計画」のもと、職員全員が働きやすい職場となるよう取り組みます。
企業等への理解促進	企業等に対し、合理的配慮や障がいのある人をはじめとする職場における人権に関する研修を実施します。

4 保健・医療 -医療・支援体制の整備と家族の休息の確保-

(1)家族も含めた健康づくり支援

障がいのある人自身の健康づくりに加え、その家族のこころのケアを含めた健康づくり支援を行います。

【主な取り組み】

母子保健対策の充実	育児相談や訪問指導、育児サークル等の充実により、妊娠・出産・育児に対する正しい知識の普及と育児不安の軽減を図ります。
乳幼児健康診査等の充実	乳幼児健康診査による発育・発達状態の確認を行い、障がい等の早期発見に努めます。また、継続的な支援が必要な乳幼児に対して、療育機関との連携を図り、相談・訪問指導を充実します。
成人保健対策の充実	生活習慣病予防のため、受診しやすい健康診査（検診）の実施体制の整備や健康教室・健康相談等の充実による正しい知識の普及を図ります。
こころの健康づくり対策	困ったことについて、相談できる相手がいない方でも誰かに相談できるよう、社会とのつながりをつくるための相談支援体制の整備と周知、関係機関との連携体制を整備します。
レスパイトケアの充実	介助者の就労支援や一時的な休息（レスパイト）のため、日中一時支援や短期入所等サービスの利用促進を図ります。

(2)医療体制の充実

障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制の整備を行います。

【主な取り組み】

医療・リハビリテーションの充実	医療機関にかかっている人が多くいることから、どの障がいにおいても均等に医療が受けられるよう、自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）及び重度心身障害者医療費助成制度等各制度の周知及びリハビリテーションが適切に行える医療体制の整備を行います。
訪問看護サービスの充実	通院が困難で在宅医療を必要とする人や医療的ケアが必要な人が訪問看護サービスを利用できるよう支援を行います。

(3)精神保健・医療の充実と難病患者への支援

精神障がいのある人や難病患者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう支援します。

【主な取り組み】

精神保健事業の推進	精神疾患の早期治療や治療継続、社会復帰を目的に健康相談や家族支援等を行います。
難病患者への支援	療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消のため、病院等の関係機関との連携による難病患者の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を行います。
地域移行支援	障がい者施設等に入所している方や精神科病院に入院している方への住居確保等、地域生活に移行するための相談や支援を行います。

5 生活支援 -地域での自立した生活の支援-

(1)相談支援体制の整備

相談窓口の周知及び相談体制の充実を図り、相談者が相談しやすい環境づくりや多様な相談方法等一人ひとりに合わせた相談支援を行います。また、基幹相談支援センターの設置に向けた検討も進めていきます。

【主な取り組み】

総合的な相談窓口の整備	相談窓口には専門職を配置し、個々の職員の専門性を高めるとともに、複合したケースについては関係機関と連携して対応できる体制づくりを重点的に進め、最初に相談した窓口で、利用者がより高い満足を得られるように努めます。
相談窓口の周知と体制整備	住民に何かしらの困りごとが生じた際、どこに行けばいいかわからないということがなく、個々の実情に合わせた相談ができるよう、社会福祉協議会や相談支援事業所等の各種相談窓口の周知と、受けた相談を支援につなげるための体制づくりを行います。
身近な場所での相談窓口の開設	誰もが安心して暮らせる日常生活を確保するために、北島町社会福祉協議会と連携し、人権擁護委員、行政相談委員、生活相談員などによる、身近な場所での相談窓口を開設します。

(2)在宅サービスの充実

障がいのある人が在宅生活を続けるためには、日常生活への支援が重要となっています。また、同居している方の負担を減らす目的においても、サークルの提供は不可欠です。

本町においても、各家庭の状況を勘案し、障害者総合支援法に基づく自立支援や、宿泊型自立訓練等を行っており、今後も在宅で安心して暮らせるよう関係機関とのネットワーク強化や宿泊型自立訓練等の利用による地域生活への不安解消及び生活能力の育成に取り組めます。

【主な取り組み】

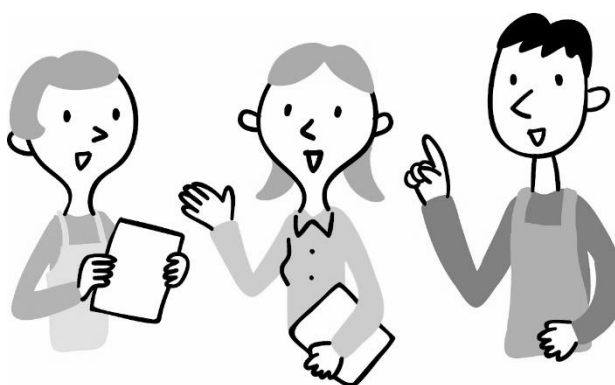
訪問系・日中活動系サービス等の充実	「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、様々な障がい特性や年齢に応じたサービスの提供と関係機関とのネットワーク強化を図ります。
地域生活支援事業の充実	「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、様々な障がい特性や年齢に応じたサービスの提供と関係機関とのネットワーク強化を図ります。

(3)障害者ケアマネジメント体制の整備

障がいのある人が、地域で自分らしい生活を維持できるように、生活ニーズに基づいたケア計画に沿って、複数のサービスを一体的・総合的に提供できる体制を整備します。

【主な取り組み】

ケアマネジメント体制の確立	自立支援協議会を基に、事業者や各関係機関との連携及び相談体制を強化し、地域の社会資源をはじめとする複数のサービスを適切に結び付けた一体的な支援に取り組みます。
---------------	---



(4)住まいの場の確保と住宅整備

障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、生活の基本となる住居の改善を推進します。

【主な取り組み】

住まいの場の確保	自宅や施設、グループホームを希望する方、さらに一人暮らしの希望者など、それぞれの意思を尊重し、安心して生活できる居住場所の確保ができるよう取り組みます。
住宅の整備	在宅での生活を送るとき、行動の妨げとなる段差等を解消し、障がい者を支援する家族等も安心して生活できるよう、住宅のバリアフリー化を推進します。

6 生活環境 -「ひとにやさしいまちづくり」の推進-

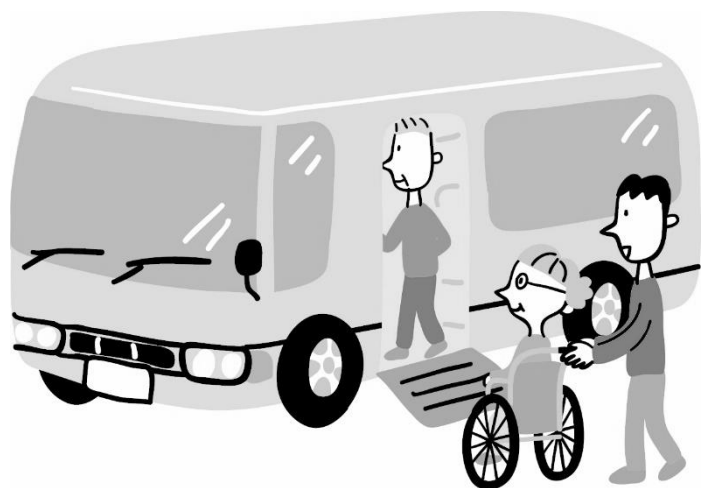
(1)総合的な福祉のまちづくりの推進

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、バリアフリー化や移動支援の促進が重要です。

本町では、町内小学校にオストメイト対応のトイレの設置や中学校の体育館入口にスロープ設置、町内公園におけるオープンスペースの整備などを行っており、引き続き、公共交通機関や道路、建築物等のハード面の整備と外出支援等による福祉のまちづくりに取り組めます。

【主な取り組み】

建築物などのバリアフリー化の促進	年齢や障がいに関係なく外出及び施設等の利用ができるよう、バリアフリー化に取り組めます。
公園・水辺空間などのオープンスペースの整備	誰もが利用しやすいオープンスペースの整備に取り組めます。
移動手段の維持・確保	通院や買い物などの際、誰もが移動手段を確保できるよう、「町内ぐるぐる福祉バス」など、交通手段の維持・確保を行います。
移動支援事業	外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活支援及び社会参加を促します。



(2)防災・防犯体制の強化

障がいのある人の状況や障がい特性に応じた防災・防犯対策を適切に実施できるよう、関係機関や地域住民等と情報共有・連携しながら、施設従業員の知識向上や地域における防災・防犯体制づくりを行います。

【主な取り組み】

自主防災意識の向上	町民の防災に関する知識や自助・共助の意識向上、地域の防災力向上に向け、町社協とも連携し、防災講座や自主防災組織に対する助成、災害ボランティア養成講座などを実施し、町民の自主防災意識の向上につなげます。
互助・共助による助け合いの促進	友愛訪問活動事業など、災害時に一人では避難ができない人などに対する日常的な見守り活動を支援し、町社協と連携して互助・共助による助け合いを促進します。
防災情報の適確な提供	日頃からハザードマップや防災ハンドブックの全戸配布を行い非常時に備えるよう啓発するとともに、災害時に障がいのある人にいち早く的確な災害情報を提供できるよう、地域情報を発信する体制を整備します。
避難行動要支援者名簿の整備	災害時に一人では避難ができないなどの支援を必要とする人を把握するための名簿を作成し、定期的な更新を行います。
福祉避難所の整備	災害時、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所の確保と環境の充実を図るとともに、福祉避難所の実地訓練を行います。
見守り活動の推進	民生委員・児童委員をはじめ、福祉関係団体等と地域における要配慮者の情報を共有し、地域の実情に応じた見守り活動を推進します。
地域の防犯体制の充実	消費生活に関する情報提供、詐欺などにあつた際に相談できる窓口の周知を進め、消費者の適切な購買活動を支援するとともに、被害の未然防止に努めます。

7 社会参加 -文化・スポーツ活動への参加促進-

(1)交流機会の充実

交流機会を設けることは、お互いの理解を深めることはもちろん、障がい者が困っているときなどの支援方法を学ぶためにも重要です。

障がいのある人が地域の一員としての認識を持つ機会を設けるとともに、交流する際に、コミュニケーションに不自由を抱える人への適切な支援を行います。

【主な取り組み】

障がい福祉サービス	生活介護や自立訓練(機能・生活訓練)など、日中活動を行う場の提供を行います。
自発的活動支援事業	障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員(日常生活程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
地域活動支援センター事業	障がい者等が通所をし、創作的活動、生産活動及び相談等を通じて、自立と社会参加の促進を図ります。
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

(2)文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動支援

スポーツやレクリエーション、芸術文化活動に参加したいと思っている障がい者が、気軽に参加できる環境づくりや機会を設け、支援します。

【主な取り組み】

文化・芸術活動の支援	障がいのある人の文化・芸術活動についての情報提供や参加しやすい環境づくり等に取り組みます。
スポーツ・レクリエーション活動の支援	障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動についての情報提供や参加しやすい環境づくり等に取り組みます。

8 権利擁護・虐待防止 -障がい者の尊厳の促進-

(1) 権利擁護の推進と意思決定支援

『北島町成年後見制度利用促進基本計画』に基づき、成年後見制度の周知や、判断能力が十分でない方に対する権利擁護に関する相談体制の充実と利用促進及び意思決定支援を推進します。

【主な取り組み】

成年後見制度利用支援事業	知的障がい者または精神障がい者について、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見人等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備し、法人後見の活動を支援します。
意思決定支援の推進	障がいのある人が望む暮らしを実現できるよう、相談支援専門員等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ることにより、意思決定支援を推進します。

(2) 差別解消と虐待防止の推進

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消と虐待に向けた体制づくりを行います。

【主な取り組み】

障害者差別解消法の推進	『障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）』について、広く周知するとともに、スロープの設置や事業者による合理的配慮の提供（義務化）を促進します。
障がい者虐待防止対策支援	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため関係機関との支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

9 行政サービス等における配慮 -適切な配慮の推進-

(1)情報アクセシビリティの向上

障がい者が情報を得るためには、点字や音声訳等の手段が必要となる方が多くいます。

保健・医療・福祉の各分野がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障がい者が生活していく上で必要な情報を容易に入手交換できるよう、効果的な情報提供を行います。

【主な取り組み】

点字・声の広報等の発行	点訳、音声訳等により障がい者にわかりやすい方法で、広報や必要な生活情報等を定期的または随時提供します。
奉仕員養成研修	点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修します。修了者は、本人の同意の上登録を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに障がいがある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する職員の派遣等を行います。
ウェブアクセシビリティの向上	町ホームページ等について、障がいのある人も利用・情報取得しやすくなるよう、ウェブアクセシビリティに配慮します。

(2)サービスの質の向上

障がいのある人が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要なサービスの提供と質の向上を図ります。

【主な取り組み】

指定障害福祉サービス等の充実	障がいの特性や一人ひとりのニーズに応じてきめ細やかなサービスを適切に提供できるよう、関係機関と連携し、自立支援給付事業や地域生活支援事業等のサービスの充実と提供体制の整備に取り組めます。
行政職員の障がい理解の向上	県などが実施している障がい福祉に関する研修を通じて、行政職員の理解促進を図ります。

(3) 経済的支援の推進

生活や医療に係る負担を軽減し、障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、経済的支援を行うとともに、制度等の周知を図ります。

【主な取り組み】

医療費の助成	自立支援医療費や福祉医療費の助成による医療費支出の軽減を通じて、障がいのある人の支援を行います。
割引・減免等制度の周知	交通運賃割引、税控除、公共料金の減免等の各種制度に関する情報について、町報やホームページ、窓口等で周知を行います。
各種手当等の周知	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当及び心身障害者扶養共済制度加入等に関して広報・案内を行います。
低所得者への支援	サービス利用の抑制がないよう、所得に応じた利用者負担額を設定し、適切な利用料内での支援を行います。
支給決定における公正・公平性の確保	支援の必要の度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準の透明化・明確化に努めます。



第5章

計画の推進体制



1 計画の広報・周知

障がい者を取り巻く諸制度の改正が多く、用語も専門的なため、利用者が改正の内容を把握することがより難しくなっています。障がい者の自己決定と自己選択に基づきサービスを利用していくことができるよう、本計画や各種パンフレット、町の広報・ホームページの活用等により、利用しやすく、わかりやすい情報提供を行います。

2 計画の推進

(1)町民や関係団体との連携

本計画を推進し、「障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことが出来る地域社会の実現」のためには、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等多くの地域関係団体・機関との協力が不可欠です。それら関係団体等と相互に連携を図り、本計画の着実な推進に向けて取り組みます。

(2)国、県、近隣自治体との連携

障がい者施策の多くは国や県の補助事業であり、本計画を推進するためには、国や県との連携が不可欠です。

国や県との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に低減や要望を行っていきます。

板野郡自立支援協議会をはじめ近隣自治体や関係機関との連携を図り、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

3 計画の進捗管理

障害者総合支援法において、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCA サイクル）とされています。

PDCA サイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、「板野郡自立支援協議会」の支援により、幅広い立場から意見を聴き、的確に施策の点検・評価等を実施するとともに、計画の全体的な進捗状況の報告等を行います。

また、社会情勢等を鑑み、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。



1 本町における障がい福祉サービス一覧

【訪問系サービス】

居宅介護	自宅で、ホームヘルパーによる入浴、排せつなどの身体介護、家事援助や通院等介助を行うものです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者か重度の行動障がい者を有する者で介護を要する人に、身体介護・家事援助に加え、外出時の移動の支援、見守り、コミュニケーション支援等を行うものです。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい児・者に対し、外出時において移動に必要な情報の提供、移動の援護を行うものです。
行動援護	行動に著しく困難を有し常時介護を有する知的・精神障がい児・者が外出する際に、必要な援助を行うものです。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人で、介護の必要度が著しく高い人が対象となり、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うものです。

【日中活動系サービス】

生活介護	常時介護を必要とする人に、日中、入浴に排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するものです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
短期入所(ショートステイ)	介護者が病気の場合などの理由により一時的に介護ができない場合に、施設・病院で宿泊を伴った介護や支援を行うものです。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行うものです。
就労選択支援【新規】	障がいのある人の希望や能力・適性に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労支援を行うものです。

【居住系サービス】

施設入所支援	施設に入所する人を対象に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、入浴、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うものです。
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助等から一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人に対し、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整をとりながら適切な支援を行うものです。

【相談支援】

計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、支援決定時等にサービス等利用計画を作成し、支援決定後はサービス等の利用状況の検証を行い計画の見直し(モニタリング)を行うものです。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院等に入院している精神障がい者に対し、住居の確保や障がい福祉サービス事業所等への支援等、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談や緊急訪問、緊急対応等を行うものです。

【地域生活支援事業(必須事業)】

理解促進研修・啓発事業	障がいのある人などへの理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生生活の実現を図るものです。
自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民による地域における自発的取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るものです。
相談支援事業	障がいのある人、障がいを持つ人の保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行うものです。
成年後見制度利用支援事業	知的障がいのある人または精神障がいのある人について、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とするものです。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見人等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

【地域生活支援事業(必須事業)続き】

意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに障害がある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する職員の派遣等を行うものです。
日常生活用具給付等事業	障がいのある人について、自立生活支援用具等の日常生活を給付すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とするものです。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常生活程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
移動支援事業	外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活支援及び社会参加を促すことを目的とするものです。
地域活動支援センター事業	障がいのある人等が通所をし、創作的活動、生産活動及び相談等を通じて、自立と社会参加の促進を図ることを目的とするものです。

【地域生活支援事業(任意事業)】

福祉ホーム運営	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行うものです。
訪問入浴サービス	身体障がい者の居宅への訪問により、入浴サービスを提供するものです。
日中一時支援	障がい者等の日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援や一時的な休息を目的とするものです。
点字・声の広報等発行	点訳、音声訳等により障がい者にわかりやすい方法で、広報や必要な生活情報などを定期的または随時提供するものです。
奉仕員養成研修	点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修します。修了者は、本人の同意の上登録を行うものです。
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成するものです。
障がい者虐待防止対策支援	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため関係機関との支援体制の強化や協力体制の整備を図るものです。

【障がい児支援】

<p>児童発達支援</p>	<p>療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要が認められる未就学の児童を対象に、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。</p>
<p>放課後等デイサービス</p>	<p>授業の終了後または学校休業日に、施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行うものです。</p>
<p>保育所等訪問支援</p>	<p>保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行うものです。</p>
<p>居宅訪問型児童発達支援</p>	<p>重症心身障がい児等で障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作や技能を得るための支援を行うものです。</p>
<p>障がい児相談支援</p>	<p>障がい児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス利用計画を作成するものです。</p>

2 北島町障がい者計画等策定委員会設置要綱

（設 置）

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する障がい児福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、北島町障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（職 務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）その他計画を策定するために必要な事項に関すること。

（組 織）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、障がい福祉施策に関し見識を有する者のうちから町長が委嘱する。

（任 期）

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を統括し、委員会の代表とする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会 議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係ある者の出席を求め、その説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶 務）

第7条 委員会に関する庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず町長が召集する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

3 北島町障がい者計画等策定委員会名簿

氏名	所属	備考
齊見 智恵	徳島県東部保健福祉局(徳島庁舎) 地域福祉・こども家庭支援担当 課長	
三ツ川 恵美子	徳島県東部保健福祉局(徳島保健所) こころの健康担当 課長補佐	
武山 光憲	北島町議会 議長	
佐々木 紀子	北島町議会 文教厚生常任委員会 委員長	
新居 英昭	北島町医師会長	委員長
齋藤 勝	北島町民生委員児童委員協議会長	副委員長
森本 明	北島町社会福祉協議会事務局長	
米谷 昇	北島町身体障害者連合会 会長	
北島 壽子	北島町手をつなぐ育成会 会長	
大西 克和	愛育会地域生活総合支援センター 所長	
矢野 美香	吉野川育成園施設長	
楠 綾	障がい者生活支援センター凌雲 管理者	
中川 美幸	児童発達支援センターねむのき 園長	
久米川 晃子	地域活動支援センター ことじ 福祉施設部長	
小橋 亮介	相談支援事業所ライフ 所長	
藤本 宏	北島町 副町長	
井住 孝士	北島町 健康保険課長	
栗田 洋美	北島町 教育委員会事務局長	
朝野 真紀	北島町 子育て支援課長	

※順不同

4 策定経過

年月日	実施事項	備考
令和5年 2月24日 ～ 3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳所持者調査 ・障がい児保護者調査 ・事業所調査 	
令和5年 7月20日	第1回北島町障がい者計画等 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画骨子案について ・調査結果の報告
令和5年 7月21日 ～ 8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所調査【追加】 	※第1回会議にて、学校や事業所への 追加調査の意見があったため実施
令和5年 9月28日	第2回北島町障がい者計画等 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者計画素案について
令和5年 11月16日	第3回北島町障がい者計画等 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者計画パブコメ案 ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画素案
令和5年 12月13日 ～ 12月27日	パブリックコメント	
令和6年 1月18日	第4回北島町障がい者計画等 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の承認

第3期北島町障がい者計画

～笑顔でささえあい・きたしま～

発行日 令和6年3月

発行 北島町 社会福祉課

〒771-0285

徳島県板野郡北島町中村字上地 23 番地 1

電話 088-698-9802

F A X 088-698-8494
